

エコノミクス
第8巻第3・4号
2004年3月

九州産業大学
経学科創設40周年・経済学部開設10周年
記念シンポジウム

福岡発21世紀の福祉社会づくり

日 時： 平成15年11月13日（木）
場 所： 九州産業大学 1号館 2階S201番教室
主 催： 九州産業大学 経済学部
後 援： 福岡県、福岡県教育委員会
福岡市、福岡市教育委員会

<はじめに>

九州産業大学は、昭和35（1960）年に商学部商学科のみの単科大学、九州商科大学として設立され、昭和38（1963）年に九州産業大学と改め、商学部経済学科が創設されました。本年、経済学部は、経済学科創設から数えて40周年、そして昭和39（1964）年に増設されました商学部第二部経済学科とともに、平成5（1993）年に日本の私立大学で初めて昼夜開講制の経済学部として開設されて10周年の意義ある年を迎えました。また昭和50（1975）年に大学院経済学研究科修士課程を創設し、平成11（1999）年には大学院経済学研究科博士後期課程も増設され、経済学の教育研究体制はこれでほぼ完成したといえます。

古代よりアジア、さらに世界に開かれ、九州・山口地区の中心都市である福岡に位置する本学部は、国際性を身につけ、地域社会で信頼される個性豊かな経済人の育成を目的に、本学の建学の理念である実践的な経済学の教育と研究の発展に努力してまいりました。本学部では現在2,700名の学生が学んでおります。また、創設から平成14年度までの卒業生は18,600名に達しております、各地の多分野で活躍しております。

この40年間を振り返ってみると、商学部経済学科の30年間は、日本およびアジア地域での高度経済成長と経済学研究の発展、そしてわが国での経済政策の重要性の高まりを基礎に、経済学部が商学部から分離、独立する基盤整備の時期であったと思います。また経済学部開設後の10年間は、九州産業大学を代表する学部となるべく内容の充実を目指した時期であったと考えております。また、この40年間は、本学を取り巻く社会環境の大きな変化により必ずしも平坦な道ばかりではありませんでしたが、こうして節目の年を迎えることができましたのも、本学関係者の創設以来のご尽力と同窓会南楓会、及び父兄後援会の皆様のご支援の賜物と深く感謝しております。

本学部は、本日の記念シンポジウムのテーマとも関連しますが、21世紀の少子高齢社会における大学、特に本学のおかれた厳しい社会環境をしっかりと認識して、今後とも地域社会で信頼される経済学の教育研究機関として内容の充実に努めてまいりますので、皆様のますますのご支援とご協力をお願いいたします。

経済学部長　　山本　盤男

＜シンポジウムの主旨＞

経済学部では、世界の中の日本、アジアのなかの九州そして福岡という視点から、国際化、情報化、少子・高齢化などの近年の社会経済環境の変化のなかで、国際性を備え、地域との関連も重視した個性豊かな経済人の育成を目的に実践的な経済学教育と研究の充実・発展に努めてまいりました。そこで、経済学部の記念事業として、地域社会のなかでの大学の役割を「21世紀における福祉社会づくり」の観点から検討するシンポジウムを企画しました。

わが国は、少子・高齢化の進展とともに、2006年をピークに人口は減少に転じるとの推計があります。本記念シンポジウムでは、少子・高齢化の進展や人口減少がわが国経済社会に及ぼす影響と21世紀の福祉社会づくりに何が必要であるかについて考察します。

まず第1部基調講演では、小笠原浩一氏（埼玉大学大学院教授）には「21世紀の福祉社会～理論的視点から～」、堀田力氏（さわやか福祉財団理事長）にはNPOとして福祉社会づくりに携われている経験から「21世紀の福祉社会～実践的視点から～」について報告していただきます。

第2部のパネルディスカッション「福岡発21世紀の福祉社会づくり」では、行政代表として野中学氏（福岡県保健福祉部次長）には福岡県の福祉社会づくりの取り組み状況について報告していただき、次にファミリー・フレンドリー企業（仕事と育児・介護の両立支援を行っている企業）代表として、栗山雄二氏（ロイヤル株式会社人事部福岡人事課長）には福祉社会づくりに向けた企業の取り組み状況について報告していただきます。

そして基調講演の小笠原浩一氏と堀田力氏にもディスカッションに参加していただき、私たちが安心して暮らせる21世紀の福祉社会づくりに向けて、行政、企業、インフォーマルセクター（NPO、家族など）のネットワークづくりをいかに展開したらいいか、そしてそのなかで大学の役割は何かについて、フロアからの質問も受けながら全体でディスカッションを行いたいと思います。

経済学部記念事業コーディネーター　益村　眞知子

<目 次>

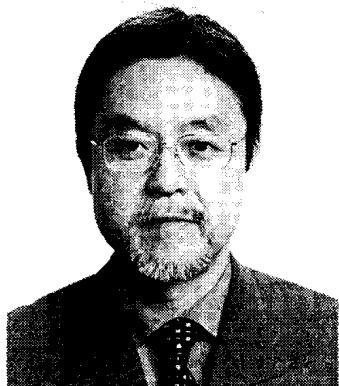
第1部 基調講演

- ① 「21世紀の福祉社会～理論的視点から～」 202
小笠原 浩一 氏（埼玉大学大学院教授）
- ② 「21世紀の福祉社会～実践的視点から～」 213
堀田 力 氏（さわやか福祉財団理事長）

第2部 パネルディスカッション

- 「福岡発21世紀の福祉社会づくり」 225
- (パネリスト)
- ① 野中 学 氏（福岡県保健福祉部次長）
② 栗山 雄二 氏（ロイヤル株式会社人事部福岡人事課長）
③ 堀田 力 氏（さわやか福祉財団理事長）
④ 小笠原 浩一 氏（埼玉大学大学院教授）
- (コーディネーター)
- 益村 真知子 氏（本学経済学部教授）

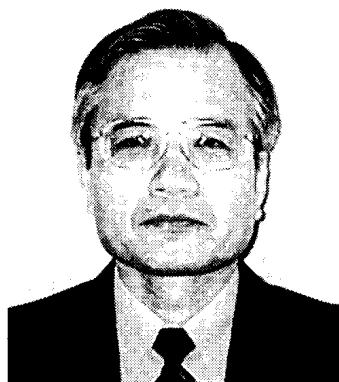
<基調講演およびパネルディスカッションの講師>



小笠原 浩一氏
(埼玉大学大学院教授)



堀田 力氏
(さわやか福祉財団理事長)



野中 学氏
(福岡県保健福祉部次長)



栗山 雄二氏
(ロイヤル株式会社人事部福岡人事課長)

<コーディネーター>



益村 真知子氏
(本学経済学部教授)

第1部 基調講演

「21世紀の福祉社会～理論的視点から～」

小笠原 浩一（埼玉大学大学院教授）

今日は経済学科創設40周年、それから経済学部開設10周年記念講演ということで、かくも立派なお席にお呼びいただきまして大変恐縮申しあげております。私には21世紀の福祉社会ということで、理論的な視点から何か語るようになるとこういうことでございます。

人はそれぞれ異なる価値をもって生きているわけであります。にもかかわらず人が人であるというその点において、社会や自分の生に対して平等な資格をもっているわけであります。それで、そういう異なる価値をもち、平等な資格をもっている一人ひとりの人がまさに自由に自立して多様な生き方ができるように、そういった社会システムをどう構築していったらいいか、これを理論的に究明すること、そして政策的に提言すること、これが経済学の大きな課題であります。その際に、一番重要なのは、人々が自立して自分らしい多様な生き方ができるようにするためにはどうしても必要になる資源がありますが、その資源を社会的にどのように偏りがなく分配するか、その仕組みをどのようにつくっていくかという点だろうと思います。

ある方々は、市場システムという都合のいいものがある。その市場システムの働きができる限り使って、こうした資源分配の平等を実現しようという主張を行いますし、またある方々は、いやそうではなくて、もう少し社会的な仕組みが必要なんだということをおっしゃいます。そしてその社会的な仕組みが必要なんだという場合にも、政府が法律をつくって画一的な行政のもとで平等に配分するべきであると主張する方々から、そうではなくて一人ひとりの人間というのは、実は地域社会のなかで具体的な生活圏をもって生きている、そういう具体的な生き方というものを支えられるような資源の分配の仕組みをつくる必要があるという主張をされます。さまざまな主張がござ

いますが、いずれにいたしましても経済学が過去に取り組んだ課題と申しますのは、人はいかに自立して自由に生きていくことができるか、そのための資源分配の平等の仕組みをどうつくるかということであったわけあります。

振り返ってみると、第二次世界大戦後の20世紀の社会は、人のこうしたウェルフェアを実現するために福祉国家という仕組みをつくりあげました。ご存知の通り、福祉国家の仕組みというのは、アメリカで1933年に大統領に当選いたしましたルーズベルトの手によって構想され、一つの制度的な体系に展開されることになったわけであります。アメリカはこのニューディール体系、あるいはニューディール政策と呼ばれるもののなかで、国民を欠乏から救うのはまさに連邦政府の義務である。そして、こうした政府の政治的な義務というのは、貧困者であっても低所得者であっても等しく国家の構成員であって、政府というのはすべての国家の構成員を等しく代表しているのであるという考え方に基づいてできあがってきているわけであります。

1920年代のアメリカというのは、ご承知の通り、共和党の政権が続きまして、黄金の20年代で市場システムと自助努力を基本とする社会として発展したわけでありますけれども、その結果、様々な構造的な要因が働き、大恐慌が生じた。それに対して政府が抜本的な対応策を考え出そうというときに、人をどのような社会的立場あるいはどのような特性をもっていても平等に扱い、資源を必要性の順序に応じて平等に分配していく仕組みをつくろうというコンセンサスができあがったわけであります。

この国家責任による最低生活保障という考え方は、第一次世界大戦後のドイツのワイマール憲法にもございましたが、アメリカのニューディール政策は、規範としてはその先例を受け継ぐ形で一つの行政体系的な整備を行ったわけであります。その体系というのはどういうものであったかといいますと、まず国民の最低生活保障を行うのは国家の責任であるということ、それからそういう国家責任を具体的に行政機構を通じて実施していくのは連邦政府の責任であるという考え方です。それから、まず働く方々については働きましょう。働く機会、労働の機会を準備しましょう。つまり人々がこの経済的な困窮から脱却していくときに、まず労働というものを優先しましょう。そして補完的に社会保障制度、なかんずく公的扶助の制度をつくって国民の緊

急的な貧困状態に対応していきましょう。そういう体系をつくったわけあります。

したがって、あくまでも緊急的な体制であって、いつまでも公的な扶助や社会保障に乗っかって人々が生きていく状態を保障するものではありません。一時的な経済的困窮やあるいは生活の困難というものから、自ら立ち上がって自らの力で自分らしい幸せを求めていく、そういう生き方をそれぞれの努力で行ってください。こういう仕組みをつくったわけであります。ところが、第二次世界大戦後、各国がこのニューディール政策に倣って、いわゆる福祉国家というものをつくりあげていくことになります。各国が福祉国家というものをつくりあげていくプロセスのなかで、実はニューディール体系がもつていた大きな特徴、つまり一つは労働を優先し、社会保障は補完的に、二つ目に社会保障のなかでも公的扶助、金銭的、貨幣的な救済を中心におく、そして三つ目にあくまでもこれは緊急的な処置である、こういう三つのニューディール政策がもっていた規範というものの読み替えが行われていってしました。

戦後各国では、このニューディールの原型とは変わった形の福祉国家というものを制度的にも行政機構的にも整えていくことになったわけであります。まず、貧困状態から脱却していくのは労働を優先にしましょうという考え方が後退いたしました。日本でも第二次世界大戦後、労働政策は労働省に、社会保障政策は厚生省にというように、異なる二つの役所が、それぞれの体系的な主張において労働と社会保障を充実するという方向に進みました。労働政策と社会保障政策の体系的な連関というのは失われていくことになります。それだけではありません。労働政策というのは、元々生活を保障するという意味合いをもっていたはずでありましたが、それが完全雇用政策の下でマンパワー政策に転換いたしまして、非常に経済政策的な、あるいは産業政策的な色彩を強めることになりました。この労働資源の育成、労働資源の配分の仕組み、すなわち労働市場の政策ですが、こういったものを通じて、高度な経済成長や産業発展を支える基礎基盤をつくるんだという政策に転換していくことになったわけであります。

二番目に、社会保障体系のなかで、公的な扶助や社会保険と並んで社会福

祉が充実してまいりました。社会福祉と申しますのは、これは主として金銭的な給付によって人の生活を支えるのではなく、いわゆるパーソナルサービスやヒューマンサービス、対人的な福祉的支援サービスを提供しながら人の生活を支えていくという、原理的にはやや異なる政策の分野であります。社会保障の体系のなかにそうした社会福祉が入り込むことによって、社会保障はますます生存権と結びつけられまして、公的な給付の割合が高まっていく、規模も拡大していく、そういう方向をたどったわけであります。同時に金銭的な保障に対してサービスの給付というものが入り込んできたがために、社会保障全体の体系的な調整をどのように図るかという問題をつねに戦後の福祉国家は抱え込むことになってしまいました。

三番目に、ニューディール政策というのは、もともと緊急性の原理に基づくものであったわけであります。すなわち、人間には危機に瀕したときに自らを助ける存在論的な安全保障機能が備わっているものであることを前提にして、困難な初期の段階だけ公的な扶助で助けてあげることによって、あとは自らの力で主体的な自由を發揮して自分の幸せを追求していくものであるという考え方方が後方に退いていくことになります。その結果、個人の人としての尊厳とか自立とか幸福追求の自由といったような理念は福祉国家のなかでは後退し、それにとって代わって公的責任主義が強調され、いわばストリートレベルの官僚制というふうに社会学者が言っているような、国民生活のすみずみにまで福祉的な行政機構が監視監督を行う、そういう固い制度ができるがってしまったわけであります。

こういう福祉国家は、経済成長し、税収が豊かなときには、確かに何とか動いてきた。しかし1970年代以降、高度経済成長が止まり、オイルショック以降、産業構造が大きく転換するグローバル化のなかで、こうした福祉国家の仕組みというのは、まさにそれを支える手段としての財政行政的な側面から機能不全に陥っていくということになったわけであります。そのような状況を前にいたしまして、先進各国では、特に1990年代に入りまして、そのような福祉国家の限界からどのように抜け出していこうかとさまざまな試みが行われてまいりました。これはもちろん、1980年代に大々的に進展いたしました、いわゆる市場主義のさまざまな問題点に対してこれをどう修正していく

くかといった政策的なレアクションもそのなかには働いていたということですが、大きくみますと、やはり福祉国家そのものに対して、そのあり方に反省を加えていこうという流れが90年代に進んでまいりました。

例えば、スウェーデンではエーデル改革がすでに80年代から行われました。エーデル改革は人間の尊厳ということを基本理念に据えた改革がありました。あるいは、コミュニティのレベルで人の生活の自立と社会的な統合を図っていくことを目指すコミュニティ・ケア法というのがイギリスで制定されることになります。あるいは、ドイツの介護保険制度については、その基本理念は、人の自立を社会的に支援するということにございました。すなわち、従来の福祉国家における画一的な序列付け、あるいは給付の判定基準というもののなかに正しく読み込まれてこなかった、従来とは異なるもっと根本的、本質的な人にとっての価値、そういうものを公共的な視野のなかに取り組むことによって、新しい形の福祉社会というものを展望していこうという動きが90年代に出てきたわけであります。

わが国でも1997年から2000年にかけまして、社会福祉基礎構造改革というものが行われました。社会福祉基礎構造改革をどう評価するかということについては、学会でもあるいは政策のなかでも意見が分かれていますが、少なくともいえることは、いま申し



あげました90年代の国際的な新しい福祉社会への流れ、これが確実に同時代の動きとしてわが国にも影響を与えたなかで、わが国も戦後のわが国なりの福祉国家のあり方というものに対して修正を加えようとした動きであった、その意味で国際的に共通する流れがわが国にも現れたというふうに考えてよいのではないかということです。ただ国際的な標準ということから見ますと、わが国の基礎構造改革は必ずしも十分な形で決着をみたとはいえない側面を同時にもっているということでございます。それは後ほど触れさせていただ

きます。

さて理論的にもかなり大きな変化がこの間起こってまいりました。実際の政策改革にやや先行して1970年代から新しい福祉社会への理論的な開発が進んでまいりました。例えば、公共選択論の分野あるいは規範理論といわれる分野では、分配的正義ということについての再構成が行われてまいりました。効用の平等分配に立った分配的正義論ではなく、むしろ人が自由に主体的に生きていこうとする時にそれを妨げている社会的な障害を取り除くために一定の公共的な資源が平等に分配されなければならないという考え方が出てまいりました。憲法学や社会保障法学の分野でも新しい主張が出てまいりました。例えば人格的自律権といった考え方、あるいは自由基底的な社会保障論といった考え方、従来のような生存権というものを社会保障や社会福祉の大前提におくのではなくて、むしろもっと生存権の基本にあります人間が人らしく尊厳をもって生きるという人格的な権利を基本において、様々なこの社会保障の法整備のあり方を考えていこうという流れが出てまいりました。

さらに、政治哲学の分野におきましては、シチズンシップ、「市民であること」を中心に社会保障全体のあり方を考え直していこうという流れも出てまいりました。これは例えばグローバル化に対応するグローバルなジャスティスをどのように確保するかということとの関連で、グローバルな市民権という考え方として出てまいりました。

ヨーロッパの場合には、欧洲統合との関連で、ヨーロッパ市民権という考え方方が登場してまいりました。そのような考え方をさらに展開させ、最近ではシチズンシップフリー、市民ということにこだわらない、もう少し根本的なところにある人というものを基本に据えたこの正義のシステムの考え方が出てきております。そういうたさまざま研究分野におきまして、1970年代から、先ほど申し上げましたさまざま各国の社会保障、社会福祉の政策改革につながっていくような理論的な考え方方が登場してきておりました。そのなかで強調されているのは個人というものであります。個人というものにもう少しきちんと価値的な、公共的な評価を向けてみようという流れです。

これまででは私たちは憲法上は国民という扱いでした。しかし、私たちは期待や希望をもって日常を生きていくわけですけれども、そういうその人らし

い生き方が実質的に偏りがない形で平等に保障される社会をつくっていくためには、もう少し個人というものに焦点をあてて見なければいけない。こういう考え方が、共通していま申しあげましたような理論的な流れのなかにはあるということだろうと思います。ただ残念なことに、これらの理論、ある種の資源が公共的に平等に分配されさえすれば、あとは自分の理性的な判断で自ら努力をして生きていくことの出来る個人が想定されております。あるいは、人間というのはつねに自分の目標を持っていて、その目標に向かって積極的に能動的に生きていくものである、そういう個人というものがこれらの理論では基本に据えられております。こういう個人像は、私たちが見ている人間というものの実態とはややかけ離れているようにも思えます。これらの理論を発展させていこうとすれば、この個人像のあり方が問題になってくるだろうと思います。

人には二つの意味での「じりつ」があります。自ら自分の生き方や将来を決定していくという意味での「自律」、もう一つは自分らしい生き方のできる自由な状態を示す「自立」であります。これまでの理論のなかで、そして日本の基礎構造改革も含めまして、これまでの政策改革のなかで強調されてまいりましたのは、後者の「自立」であります。しかし、自ら立つためには、自ら意思決定をし、自分のことを自分で決められるような状態が確保されなければいけません。ですから、自律決定の自律が大事であります。ところが、人というのは、なかなかこの自律ができません。さまざまな悩みを持っております。あるいは漠然とした不安を抱えながら生きております。将来のことば読みきれないという認識の限界があります。あるいは、自分自身ではある程度こういう方向にいこうというふうに分かっていたとしても、家族の関係や友達や仲間の関係やそういったものにしがらみで縛られて、なかなか自律的な決定ができないというのが人間の実態であります。

さらに一つ一つの自律決定が求められる場面でそういう状態があるということだけではなくて、実は人間の人生というのは常にそういった曖昧で漠然とした悩みの連続として構成されているわけであります。そうした悩みを抱えている本人は、自分の悩みがどのような性質のものであって、どういう意思決定をすれば良いのか、あるいは自分の悩みというのはどういう原因に

よって生まれてきているものなのか、これをなかなか判断することができません。私たちはそうした状態を「主訴」というふうに呼んでおります。つまりそれを取り除かなければ、その人間が自由に生きていけないような、そういう人間の自律決定を妨げるような状態のことを「主訴」というふうにいいます。曖昧なレベルの主訴を自ら判断可能なレベルまで持ち上げて、排除してあげることが必要になってきます。誰がそういうことをするのでしょうか。これは専門的な能力なんです。

そういう人の主訴に適切に対応する能力というものが、誰もが必要なときにそうした能力に平等にアクセスできるような機会が認められているような状態が確保されていることが必要です。そのような意味での能力というのは、主としてコミュニティソーシャルワークの技術であったり、ケアマネジメントであったり、カウンセリングであったりしますが、同時にボランティア活動やNPO活動のなかで経験も積み、そうした能力を鍛え上げ、人を支える心をもった人たちが社会のなかにたくさん蓄積されることで、誰にでもそのような意味での能力への機会の平等を保障することができるわけあります。

21世紀には、基礎構造改革に何を付け加えていったらいいか。すべての人たちの「自立」の前段階を成す「自律」が、一番肝心なところでそれぞれに異なる状態や悩みというものを専門的に把握し、専門的なケアにつなげる能力を不偏的・普遍的に保障する、そのための制度のあり方、そのための資源分配づくり、こういったものが大事になってきているというふうに思うわけです。

今日は、ボランティア活動というようなことが一つの大きなテーマになるだろうと思われますけれども、これは公私関係の問題です。実はこの新しい公私関係というものは、サービス給付における役割合理という意味での公私関係でもなければ、民でできることは民に譲り渡していくという意味での公私関係の整理の仕方でもないわけであります。基本になりますのは、人が生まってきたその大事な人生を豊かに生きられるように、地域生活圏のなかで、その人にとって必要な能力資源を平等に偏りがない形でいつでも使えるよう、そういう資源の配分状況になった社会をつくっていくということであり

ます。

そのためには、公共的な力というものが必要でありますし、民間の力の育成ということも必要です。そういう意味で総合的なこの能力資源の連携というものを偏りがない形で作り出せるような新しい社会システムの設計というものがこれから理論的に求められてくるようになってくるし、そのような基本的な枠組みのなかで公共的な政策のあり方というものについての改革もさらに進められる必要があるのではないかと思われるわけであります。30分ということでございましたから、大枠の流れだけのお話になってしましましたけれども、また後ほどシンポジウムのなかで補足して説明をさせていただきたいと思っております。私のほうからの問題提起的な講演ということで、これで終わりにさせていただきます。

〈資料1〉

「21世紀の福祉社会～理論的視点から～」

小笠原 浩一（埼玉大学）

1. 21世紀の少子・高齢化

- (1) 21世紀の少子・高齢化の行方
- (2) 「高齢化不況」「リスク社会」と「活動的・社会」
- (3) 21世紀の「福祉社会」像

2. 20世紀の「福祉国家」

- (1) ニューディールにおける社会原理およびシステムの転換
社会的統合と普遍主義、〈労働を優先に、社会保障は補完的に〉、緊急性
- (2) 第2次世界大戦後の半世紀
労働と社会保障の体系分離
社会保障の増殖と社会福祉の拡大
緊急性原理の希薄化
- (3) 「福祉国家」の構図の崩壊と「福祉社会」への脱皮

3. 20世紀末に見えてきたもの

新しい公共政策の規範的基礎、個人の主権者化

4. 機会保障型社会政策

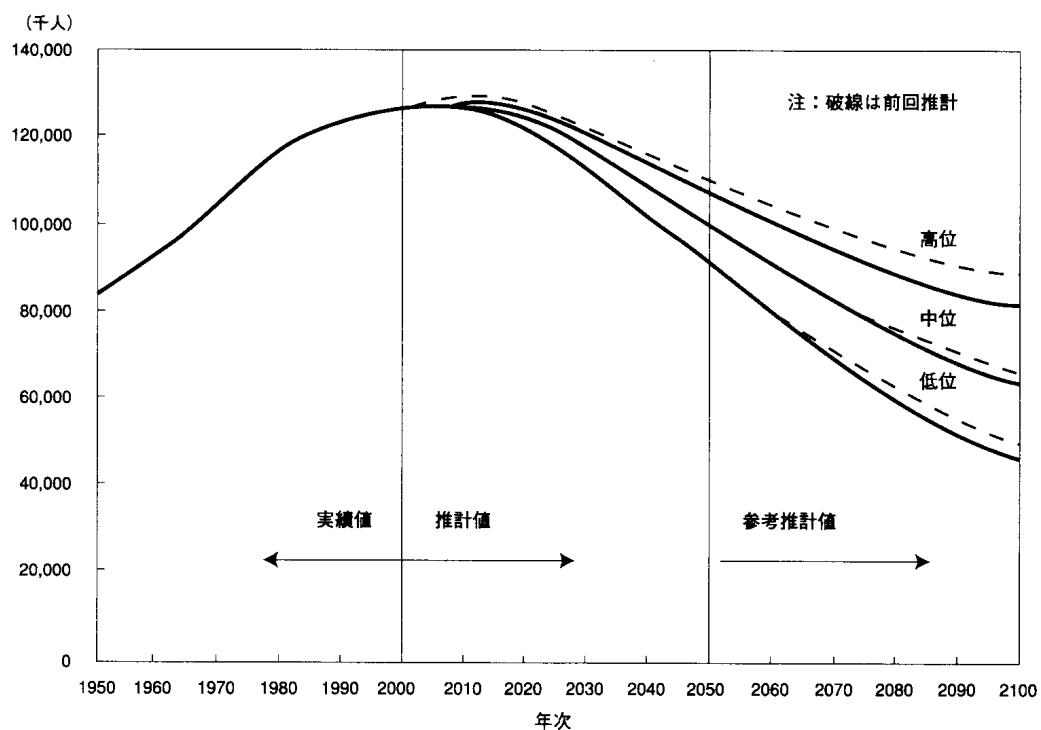
- (1) 機会保障型理論
分配的正義をめぐる規範理論、「市民であること」、人格・自由
- (2) 機会保障型理論を「福祉社会」へと展開させるには
「ひと」と「生活」の実像を理論に捉えること

5. 21世紀「福祉社会」の核心にあるもの

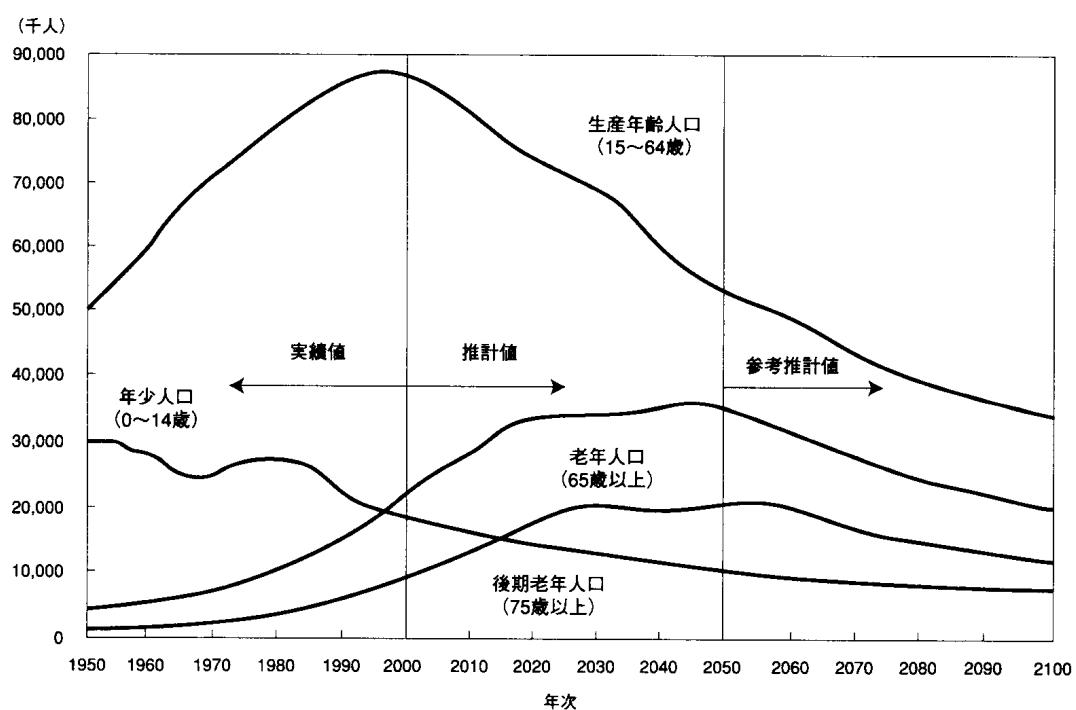
- (1) 自律ということ
- (2) キーワードとしての「主訴」
- (3) 資源としての能力
- (4) ひとの能力への多様な評価軸

6. 福祉的竞争、公共政策および21世紀における「福祉社会」

(参考図1) 総人口の推移：中位・高位・低位



(参考図2) 年齢3区分別人口の推移：中位推計



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ
http://www.ipss.go.jp/Japanese/newsest02/4/ref_z2.html

基調講演「21世紀の福祉社会～実践的視点から～」

堀田 力（さわやか福祉財団理事長、弁護士）

私は12年前まではずっと検事をしておりまして、30年間ほど法曹の世界でやってきたのですけれども、思うところがありまして、福祉といいますか、ボランティアの世界に12年前に身を転じまして、それから日本にボランティア活動を広める活動を展開してきました。高齢者を支えるボランティア活動から始めまして、今は、子ども達、不登校の子どもたちに、何とか元気になつて欲しい。そういう面でも運動を展開しています。そういう立場からお話をさせて欲しいと思います。時間帯が食事が済みました午後の時間帯で、話を聞いておりましても自然におなかのこなれが頭にきて眠くなる時間帯でありまして、実はこのレジメを拝見しましたら、私の前にお話されました小笠原先生のレジメがなかなか難しいんで、内心しめしめと、この小笠原先生のところで寝ていただいて、私のときに起きていただけるんじゃないかと期待していましたが、お聞きしておりますたら、すばらしい目の覚めるような明快なお話をされまして、皆さん寝ておられないんですねと、私の時間帯にくるなと覚悟してここに立ったわけですが、30分で終わりますので、頑張ってほしいなと思います。

小笠原先生からのお話を受けまして、私は実際にどういうふうに福祉の政策を進めるのか、そしてそれが現場でどんな意味をもつのか、その辺りの話をしたいと思います。いま世界的なレベルでお話がありましたら、ここ数年前、皆さん方も生まれて10歳に入られたその頃でも、日本の福祉というのは措置制度といわれていたんです。簡単に言えば、やってあげるという福祉だったわけです。例えば、体がだんだん不自由になってきて、自分一人では暮らしていくけない。何とか行政のほうからヘルパーさんを派遣して欲しい。それで行政にお願いに行くと何を聞かれるか。「あなたはお金があるんじゃないんですか、財産あるんじゃないですか。」と。まず自分のお金でやればどうですか。これまあ当たり前といえば、当たり前なんですね。自分でやるという

ことが原則ですから。でもその当たり前のところをしっかりと確認される。いや、一応、年金はあるんですけども、とてもこれだけでは家で一人でやつていけない。「しかし、あなたは息子さんがおられるでしょう。息子さんを家に呼び戻して、あの息子さんに世話をもらつたらいいじゃないですか。あるいは娘さんに面倒見てもらつたらいいじゃないですか。息子さん、娘さんは親を見る義務があるんだから。」と。そっちが先でそれでもどうしてもやれないというのならばやってあげましょう。これが少し前までの福祉だったわけですね。原点に非常に忠実な、やれない人だけをやってあげるという基本の思想に立っていた。

それは法律的に言えば、先ほども小笠原先生もおっしゃいましたが、生存権の保障、憲法25条にありますよね。最低限度自分でやっていけない人には最低限度の文化的な生活を保障します。どうしてもやれない人は面倒みましょうという規定ですね。その規定に基づく福祉だった。それでどうだったか。それは大変いいことなんですよ。それより前の何でもかんでも最後まで自分でやりなさい。そして家族でやれなくなったらどうするか。うば捨てですね。やれないなら死んでいくしかない。明治、大正、昭和の始めもそうですね。こういった頃に比べれば、皆さんの命だけは保障しましょうと、戦後生存権というものが入ってくる。これは大進歩です。

大進歩ではありますけれども、世話になるほうから見れば屈辱ですよね。あなた自分で自分の老後の分の蓄積していないんですか、あなたはそんな無責任な人間なんですかということを徹底的に聞かれる。くやしい。それから子どもにも面倒見てもらえない。あなたはそんな家族しかつくってこなかつたんですか。じゃ、しょうがない。面倒みてあげましょう。そこで初めて行政は面倒見るという決定をして、経済の面では生活保障のお金てくれる。たいしたお金じゃないですが、最低限度の生活ですね。それから介護状態だったりすると、ヘルパーさんを派遣してくれるということになるんですけども、このヘルパーさんを派遣してもらったり、あるいはどうにもならない場合には、施設に入れるということも行政が決める。「あなた、ここに入りなさい。」「あなたにはこの人を派遣します。」「いや、あのヘルパーさんはもう意地悪で、ほとんど仕事をしないし、さぼってばっかりのくせに偉そうにして、あ

のヘルパーさんは何とかなりませんか。」と言うと、「何贅沢言ってるんですか。あなた、やってもらう立場で、そんな贅沢言うんならもう派遣するのを辞めます。」と言われる。こういうことは我慢するほかない。

「あなた、あの施設に入りなさい。」

「いや、あの施設は評判の施設で、あの施設に入ったらだいたい6か月で殺されてしまう。あっちのほうに行ったら3年は生きられるという施設に入りたい。」

「何を贅沢言ってるんですか。あなたはやってもらう立場なのだから、行政がここと決めたらそこに行きなさい。」

これは措置制度ですよね。ですから人間の尊厳が無視される。こういう基本的な仕組みですね。そういうマイナスがある。

それから、その次に、今度はサービスを受けたり、年金の受給を受けたりすると、これも先ほど小笠原先生から明快な解説がありましたが、いっぺんその関門をくぐってしまうと、あとはもう社会保障と労働とが完全に切り離されている。他の部分とも完全に切り離されているから、ずっとやってもらえるんですね。関門に入るときは大変ですけれども、あとは偉そうにされるのさえ我慢していればずっとやってもらえる。そうするとどういうことが起こるか。甘えですね。屈辱にさえ耐えていれば、生活保障はもらえる。あるいはヘルパーさんに来てもらえる。もう大丈夫。もう頑張る必要はない。もうあとは偉そうにされるのを聞き流しながらずっとやってもらう甘えの構造になってくる。頑張る意欲がなくなってくる。自立が害される。こういうマイナスが生じてくる。

さらに言えば、大体、皆さん方のご家庭は昔の制度だったら関門を連れない。だから、皆さん方の親御さんは、少し前までの制度だったら行政から面倒を見てもらえないかったでしょうね。こどもを大学にやれるような親はとてもみてももらえない。中流、上流、みてもらえません。でも、どんどん長生きになってしまうから、自分のお金でちゃんとやれるだろうか。それから、子どもが本当に自分が倒れた時にみてくれるだろうか。東京に出た子がこっちに帰って来てくれるだろうか。福岡で働いている子がこの田舎まで帰って来てくれるだろうか。その福祉の対象になれない人たちが大きな不安を抱えて、

自分の将来どうなるんだろうか。長生きするのはいいんだけれども、最後が惨めな人生を送るのはいやだなという不安を抱えてたくさん的人が暮らしていた。これも大きなマイナスです。

そういうマイナスがあったので、これを何とかもっとプライドをもって人間らしく、しかもみんなが安心して暮らせる仕組みにならないだろうか。そういう考えで、2000年に発足した介護保険制度が社会福祉構造改革のトップにまでできた。これはそれまでの福祉の仕組みと違って新しい仕組みを取り入れている。まず、本人が選べる。前の制度だと行政がここに入りなさい、入るならこの施設といわれたらもう入るしかなかった。行政がヘルパーさんを派遣したら、どんなにいやな奴でもその人に頼むしかなかった。選ぶことができなかつた。屈辱的な扱いを受けていた。それが自分で選べる。もうあの人にはいや、こっちはいや、自分はこっちの施設に入りたい。実際にはまだそうはなっていませんよ。2000年から発足してまだ3年そこそくですから、施設もまだまだ足りないんで、実際はなかなかそうはならないんだけれども、建前としてはそうできる。実際にそうやろうと思ったら、ある程度はできるようになっている。自分で選べる。これは大違いですよね。だからこの人はいやだ、この事業所はいやだ。いやだったら、自分で断って、自分の気に入る人を選べる。だからそれまで屈辱的であった制度を自分で選べることによって、自分の意志で世話の受け方を決めることができるようになった。これは大進歩ですね。

そして、つねにそのときの身体状況を調べて、その程度に応じた介護をするということになっています。いっぺんぐってしまったら後は甘えていればいい、ずっとやってもらえるという仕組みがなくなってきた。この点も進歩です。そしてもう一つ、非常に大きな進歩は、介護保険料を納めている人は誰でもやってもらえる。たくさんお金を持っている人だってやってもらえるし、家族がいっぱいいる人だってやってもらえるし、すべての人がきちんと保険料さえ納めておけば、老後困ったときの介護が必要になった時に介護を受けることができる。みんなに安心を提供することができた。これも非常に大きな進歩です。

この介護保険制度をトップにして、これから社会福祉のいろんな仕組みが

そういう方向に変わっていく。その基本的な考え方が、それまでは生存権の保障、つまりどうしても自分で生きていけない人は救いましょうという福祉の考え方、25条の考え方を少しはみ出して、困っていようと、どんな人であろうとやりましょうというように変わり、25条から抜け出した。そして、その一番基本のなぜやるのかという問い合わせに対する答えは、先ほど出ておりました自立ですね。これは、小笠原先生のおっしゃった後のほうの自ら立つ、自立支援という考え方を打ち出した。本人が自立できるように頑張るのを支援するのが介護である、社会保障であるという考え方を介護保険制度で打ち出した。ただこの介護保険制度でいう自立というのは、精神の自立ではなく、身体の自立ですね。これは第1条を読んでもらえれば、体の自立を支えましょうと明白に書いてあります。ドイツの介護保険制度の考え方を日本が取り入れた。それによって大きく考え方は進歩して、さっき言ったようにまずかった点をだいぶ直した。それが今までの状況です。

今日は21世紀の福祉のあり方の話ですから、自立支援ということではまだ足りない。特に身体的な自立支援ではま



だ足りない。例えば、施設で、4人部屋、6人部屋で、おしめを換える。他の同室者が見ている前で足を広げられておしめを換えられる。これはそれでも自立支援なんですね。本人がトイレに行けないからやってあげる。そして、いずれは自分でできるようにいろいろ頑張るんだけども、別にそれだっていまの介護保険法の理念から言えば自立支援です。けれどもおむつを換えられる人の気持ちを想像して欲しい。6人の相部屋でみんなが見ているなかで下半身丸出しにされて、足を広げられて、おしめを換えられて、どんなに屈辱を感じるか、どんなに人間としてのプライド、尊厳が損なわれるかですね。だからただ身体の自立を支えればいいというだけでそれでいいのか。もっと人間の精神的な面での自立、尊厳、プライド、人間らしさそのものを支える

ところまで目標を高くしないと、現場ではまだまだ恥ずかしいことがいっぱい起こるじゃないか。たとえば、今のおしめはその一つの例ですよね。実際にその介護の現場では、叱られたり、いろいろしておりますし、それから寝たきりという現象もまだまだ起きている。それから「今日は死んだ亭主の命日だから、お家に帰って拝みたい。」と言うと、「そんな贅沢言いなさんな。あなたここで頑張って自立するのよ。」と言われ、そういうことにもなかなか応じてもらえない。自分の気持ちを生かしてもらえない。そういうことになっている。

それから、自立支援というけれども、いま100何十万人いる呆けた人たちをどうする。皆さん方も長生きするでしょうから、自分が呆けることを十分覚悟しておいてくださいね。90歳以上長生きしたら、かなりの人は呆けますからね。この呆けてしまって自分の子どもの顔がわからなくなってしまった人を自立支援したって本人は全然わかってないじゃないの。何やる気もないじゃないの。この人をどうやって自立支援するか。あるいは、癌の宣告をされて、あと余命半年でもう死んでいく。何ヶ月かしたら死んでいくことが決まっている。最後にそういう状態になる人は非常にたくさんいます。その人の自立支援をどうしてするか。あるいは寝たきりになってしまった人、高齢で80歳、90歳になって寝たきりになったら、身体的な自立は考えられないですね。もう自立がないならほつといいいのか。自立支援ですから、自立する可能性がなきゃほつとくのかと。そういうふうに自立支援という介護保険法が新しく採用した考え方は、それまでの考え方と比べれば大進歩です。生存権保障という考え方と比べれば大進歩だけれども、まだまだ現場ではその理念だけでは足りない。人間らしい介護が受けられない。そういう大きな問題が現場のなかでいっぱい出てきている。

そこで今年の6月に報告書が出ているんですけども、厚生労働省で今ままの介護、お世話する仕組みは確かに進歩したけれども、まだ十分じゃないのではないか。21世紀の福祉を含めて、いろんな仕組みのあり方をもう一度深く考えようということで研究会が開かれました。高齢者介護研究会というんですけども、今年の3月に開かれて、私が座長を頼まれたんですけども、その時に福祉の人たちばかりでは今までの考え方でがちがちになりが

ちですから、経済学者とか、財政学者とか、あるいはもっと現場で精神的な考え方をもっている人たちとか、いろんな分野の法律家が入りました。いろんな分野の気持ちの熱い人たち10名ほどで委員会をつくりまして、3月から6月まで10回くらいの作業もやって、喧喧諤諤の議論をやりました。21世紀の高齢者を介護するということに限定されますが、実際は、教育も児童の問題にも全部に共通するという考え方で打ち出したのが「尊厳」ですね。モデルで言えば、先ほど小笠原先生もおっしゃいましたけれども、スウェーデンのエーデル改革で取られたモデルで、「尊厳」というこの高い目標をもってきました。

人間はただ身体が自立しているだけに意味があるんじゃない。人間は精神をもっている。すばらしい心をもっている。どの人もそれぞれ違う人が、その人らしく、しかも呆けた状態になっても、どんな状態になっても、その人がその人の思いを遂げて生きていけるような、最後までまとうできるような社会、そういう人たちを支えられる仕組みをつくろう。だから最終目的は尊厳だという考え方でいろんな仕組みを考え、議論して、それをまとめたのが「2015年の高齢者介護」という報告書です。厚生労働省のホームページで見られますが、これはいま全国の福祉関係者がいっぱい読んでくれております。隠れたベストセラーです。行政の方もボランティアの方もケアマネージャーさんもヘルパーさんもお医者さんもいろんな人が読んでくれております。多くの人がこの尊厳という言葉、やっぱり人間は尊厳だと、そこに共感していただいたんでしょうね。憲法でいいますと、憲法13条です。憲法にはいろいろ人権を守る規定がありますけれども、その一番基礎の規定が憲法13条ですね。人の尊厳が一番基本なんだ。人はそして幸福追求権をもっている。この尊厳から出てきますね。こういう憲法のなかの基本中の基本、尊厳を守るために社会保障、社会福祉、こういう考えを打ち出した。憲法25条の生存権がもっと人間らしい権利に進んだ。ここが大進歩なんですね。

この「尊厳」という言葉は、世界的にも最高の理想とされております。人権規約というのをご存知でしょうか。人権A規約、B規約というのがござりますけれども、世界人権宣言もそうです。すべての国の人たちが社会をつくっていくための一番の目標が尊厳の確保です。人権規約A、Bとともに、前文の

一番頭の所に尊厳が一番大事だと書いています。どんな人でも尊厳を持って生きることが一番大事だと書いている。これはすべての理想で、社会福祉だけといった狭い話じゃない。教育の目標もそれぞれ尊厳をもってその人らしく生きる。そういう子どもたちを育てることにある。会社の労働だってその人らしい尊厳を持って働く。そういう社会にする必要がある。どんな分野でも一番基本になる一番大切なものを掲げようじゃないかという議論をしました。やっと日本も、今の介護保険の自立支援よりももう一步高い尊厳を目指すための仕組みをつくろうというところへ進んできました。

尊厳を目指すための仕組み、これは従来のようにヘルパーさんが行っておしめを換え、お風呂に入れてさしあげ、食事をつくっていればそれでいいというものじゃない。それは言ってみれば動物と一緒にですね。ペットの世話を一緒にです。そうじゃない。もっと寝たきりの人でも、さっき言った命日でお墓参りをしたいといったらお墓参りに行く。私は寝たきりだけど音楽が聞きたい。今度私の大好きな歌手があそこで歌うので行きたい。そこへお連れする。こういうその仕組みです。そして、なるべく施設に入れないと。施設に入れると、「何時に食事、何時に寝なさい。」と言われ、「そんな早く寝たくないよ。」とか、「こんなご飯食べたくないよ。」と言ったって、やっぱりみんなでやるというのが大体日本の実態です。それじゃ尊厳がない。もっと家で毎晩酒飲みたい。施設では、何贅沢言ってるんですかっていうところが多いですね。飲みたい人が飲みなさいよと。好きな量飲んで体悪くするところまでも飲んじゃいけないけれども、晩酌好きなら晩酌する。これは家だったら出来ますよね。寝る時間も自分で決められる。お風呂に入る時間も自分で決められる。やっぱり家のほうがずっと自分の思いを達することができる。なるべく家で最後まで過ごせるように、そういう仕組みにしましょう。

いま、実際はほとんどの方が病院で亡くなりますよね。最後は病院で人の世話になる。なりながら亡くなる。なるべく最後まで家で亡くなれるように仕組みを変えていきましょう。21世紀ですね。そんなことできるのかと。これから少子社会で、今だって金が足りない、年金がもらえないなんて言っているときに、そんなことができるのか。できるんですね。どうすればできるのか。施設の中で暮らせるならば、その施設にあるサービスを全部家にも届

けるようにすればいいじゃないか。例えば施設に入ると、365日三食食事が出てきますよね。家で寝たきりで食事がでてこなきゃ死んでしまいます。施設に入っていればお風呂に入ることもできる。施設に入っていればヘルパーさんもいろいろやってくれる。家にいるとそういうサービスがない。それじゃあ、施設にあるそういうサービスを全部町の中に置けばいいじゃないかと。施設の人だけに食事を作っているのはやめましょう。その施設の人のために作っている食堂を町のなかにおきましょう。似たような食堂をたくさんおきましょう。そこで365日三食食事を作って、その食事を施設にも届けるけれども、家にも届けましょう。お風呂が施設にあったら施設で入れる。施設の人しか入れないのをやめましょう。走るバスにバスタブつけて回ってもらいましょう。そして家で入ってもらいましょう。

そういうふうに施設だけで提供しているサービスを全部町の中に出して、家に届けるようにすればできるんじゃないかと。そんなことをしたら、食事を配るのにものすごい人がいるじゃないか。365日三食誰がやる。ボランティアがいるじゃないかと。朝食、これはもうお父さんに配ってもらいましょう。お父さんが会社に行くときに給食所からもらって、近所三軒受け持って食事をお父さんが配ればいい。お父さんもいいことしたなと思いながら、いい気分で職場へ行けますよ。昼食は家の近所に暮らしている人が近所に配ってあげればいい。夕食はやっぱり小中学生から大学生の出番ですね。夕方自分が食事する前にちょっと食事作ってくれるところに寄って、自分の受け持ちのところを配ってもらえばいい。そういうふうにして、みんなで助け合えば、家にいたって365日三食食事がとれることが可能になる。そういう仕組みが十分できる。それから音楽会に行きたい。お墓参りしたい。寝たきりでも、週に1回はショッピングセンターに行ってどんな物を売っているか見ないと気がすまないというおばあちゃんいるんですよね。そんな贅沢言ってという話になる。ボランティアで一週間買い物に一緒に行きましょう。楽しいよね。おばあちゃんも喜んでくれる。いいことをして、このついでに自分の欲しいものを買っておけばいいんですからね。

まだまだ日本のなかに力がある。そういう力いっぱい引っ張り出して、一緒にみんなで支えていけば、すごいお金をかけなくたって理想的な尊厳を

支える仕組みというのはできるはず。そういうことをやりましょう。「地域包括ケア」というちょっと堅い言い方をしますが、こういう仕組みをつくりましょうという提言をしております。これは実は福祉だけの話じゃない。閉じこもりの子どもたちだって、地域みんなでいろいろ教えたり、一緒に遊んだりしていけば、子ども達は自信を取り戻してよみがえってくる。仕事でふらふらで帰ってくるお父さんには、少しみんなで分かち合ってワークシェアリングですね。そして休ませてあげれば元気になって、よし子どものために頑張ろうなんて、また活力が沸いてくる。そういうふうにして、経済の市場の仕組みだけじゃなしに、ボランティア、助け合い、いろいろなサービスをする事業、事業者、そして行政、みんなでネットワークを組んで支えていく社会、そういうことをすることによって、みんなが最後まで安心して、しかも自分にプライドをもって、人生楽しみながら、人生をまっとうすることができる社会をつくることができると思います。

具体的にどういうふうにすればいいのかいろいろ問題があります。それはまたパネルでお話することにして、みんなと一緒に考えることにして、そういう社会、夢のようなと思わないで、みんなでやれば必ずできますから、よしやってやろうと。今までの福祉はそんなに遅れているなら、自分の時代にはもう一步前進させてやろうと、それぐらいの意気込みをもって、取り組んで欲しいと願っております。どうもご静聴ありがとうございました。

質問：堀田先生に質問なのですから、先ほどサービスを家庭で提供するというお話があったのですが、そのボランティアというのは、小学校、中学校を使うとか、会社に行く前の父さんが食事を配布していくって言われたのですけれども、これはできるとお思いでしょうか。

堀田：私はできると信じております。12年前に私がこのボランティアを広める世界に入ったときは、そんな働いている人がボランティアをするなんて夢にも考えられなかつたし、そんな儲からないことをやるなんてそんなばかりかしいという考えの人がほとんどだったんですけども、今は働いている人だって半分以上がボランティアしたいって気持ちを持っている。それはアンケートでも出てきますし、実際、働きかければたくさんの人出てくる。

だからただお金を儲けるってだけでは幸せになれない。やっぱり自分がみんなのために汗を流して、みんなありがとうございますと言ってくれて、自分もそうやることによってすごく元気になる。お金以外のそういう人に役立つことによる喜び、これが人生のなかで非常に大事なんだということを相当たくさん的人が感じだしているし、それがどんどん広がっております。

これは経済が行き詰ったとか、いろんな原因があるんですけれども、日本でもそういう動きが顕著になってきている。そしてボランティア先進国のアメリカあるいはイギリスなどを見れば、日本の何倍も人がそういう活動をしているので、これから日本でもどんどん広がると思います。ただ税金を納めて行政任せじゃなくて、やっぱり自分たち全部でいい社会にしたいと多くの人がそういう気持ちになれば、いま言ったようなことが実現するわけですから、2015年、あと10年後、私が言ったような社会に相当近づいているだろうと、実際にボランティア活動を広める話をしながら、自信を持ってそう申しあげています。ただ私だけが言うだけでは意味がないんで、皆さん方がよし自分たちもやれることをやってみようと動いてくださることによって実現していくもので、今は就職のことで頭がいっぱいかもしれないし、進学することで頭がいっぱいかもしれないけれども、自分が楽しくなることを考えてもらえば、人にしてもらうことじゃなくて、するほうがよっぽど楽しい。そういうことをいろんな活動をしながら学んでもらえばいいなというふうに願っております。

質問：先ほどの質問とちょっとかぶるかもしれないのですけれども、サービスを町のほうに提供していくと言われたのですが、やはり地域格差があると思うのです。高齢者が多い地域だったり、人里離れた田舎町のほうには、どのような財源でフォローしていくとお考えなのでしょうか。よろしくお願ひします。

堀田：もう介護保険制度ができていますので、半分は税金、半分はみんなの保険料でいろんな施設をつくって、介護が必要な高齢者で世話してという人の面倒をみられているわけですね。その金を上手に使いながら、小笠原先生の言葉では資源の分配を、しかもそのお金で人を雇ってやるわけだけじゃなしに、ボランティアにもっと参加してよと実際に給料をもらって何倍の人

が参加してやることによって十分可能になる。

非常に極端な場合、過疎地の中でぽつんとした一軒家で、郵便局の人が30分かからないと行けないような地域の方がおられます。極端な話でいえば、そういう人の所まで届くか。そういう議論になると、これはまた大変なんだけれども、届かないならば、またグループホームという住み方がある。そういうところには空家がたくさんあります。どんどん都市部のほうに出て空いている家がいっぱいある。そこに集まってみんなで一緒に助け合って暮らしていく。何人かいるところへサービスを届ける。そういうふうな仕組みも組み合わせることによって、どの地域にもできるようになると思います。

第2部 パネルディスカッション「福岡発21世紀の福祉社会づくり」

益村：パネルディスカッションのコーディネーターを務めさせていただきます益村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初に、「福岡発21世紀の福祉社会づくり」というテーマでパネルディスカッションを行うにあたり、このテーマでシンポジウムを企画した狙いを簡単にお話させてください。わが国は急速な少子高齢化の進展により、2006年には世界が経験したことのない超高齢社会に突入するとともに、2006年をピークに人口減少社会へと向かうことがすでに予測されています。生産年齢人口は年々減少傾向を示しているなかで労働力を確保するためには、女性や高齢者などの活躍が期待されています。そこで、安定的な経済成長を維持しながら、豊かな福祉社会を築いていくためには、公的部門、民間部門、インフォーマルセクターがいかなる連携を行えばいいかについて議論したいというのが主旨です。そこで、なぜ福岡発という地域にこだわったのかと申しますと、まず本学が福岡にあるということ、そして私たちが生活しているこの福岡という地域で、私たちが安心して暮らせる豊かな福祉社会を築いていくためには、私たちはどのようななかかわり方ができるかということを考えたいと思いました。

先ほどの基調報告から受けた私の印象といたしましては、お二方の報告で共通点として感じられたのが、人が人として尊厳をもって生きていくことの重要性です。尊厳というキーワードは、ご本人が望むような形で生活していく、暮らしていくには、ご本人が意思決定をする。自立とともに自律がこれからさらに重要になるということです。もしもご本人がスムーズに意思決定が行えない場合には、行政、民間企業、ボランティア、そして私たちは一市民としてどのような連携が可能であるかについて、このパネルディスカッションでは展開していきたいと思います。

最初に、このパネルディスカッションから行政代表のパネリストとしてご登場される福岡県保健福祉部次長の野中様と、民間企業代表として登場され

るロイヤル株式会社人事課長の栗山様より、小笠原先生と堀田先生の基調報告を受けてどのようなことをお感じになったのかということを、自己紹介を交えながら簡単にお話いただきたいと思います。

野中：いまご紹介いただきました福岡県の保健福祉部次長をしております野中といいます。5分間で自己紹介とそれから先ほどありました基調講演について私の思うところを言ってくださいというお話でございます。先に基調講演について私の感想を申しあげたいと思いますが、先ほど堀田先生のほうから「措置」という言葉がございました。これは一部私の今までの経歴とも絡んでくるわけでございますが、私が30代の頃にやっていました福祉行政はまさしくその措置ということでございます。要するに、相手側は私どものいわゆる行政の客体という位置付けになっておりまして、いろんな手法を使った評価をしながら、そしてその方に一番ふさわしいサービスを提供していくという仕組みでやっておりました。特に生活保護についてはそういう色彩が一番濃いということでございます。同時に小笠原先生からもございました「自立」という言葉は、いま申しあげましたことと完全に逆のことです。当事者と申しますか、利用者の意向をいかに尊重していろんなサービスを提供していくかという、ある意味では180度違ったスタンスで行政をやっていかなければいけないという、これはおそらく今後基本的な流れになっていくのではないかと思っております。

先ほど介護保険というお話がございましたが、実を言いますと、いま新しいステージへの入り口を通過している段階だと思っております。ご存知かもしれません、本年度から障害者の方たちにつきましては支援費制度が新たに始まっております。そのサービス内容は十分かどうか、これはいろいろご意見があろうかと思います。利用者本位という大きな流れとしては、着実にいま根付いていっているのではなかろうかというふうに思っております。

ちなみに、私の経歴だけ簡単に自己紹介申しあげますと、約20数年前に県庁に入りました、6年くらいは税金を取って回っていました。今は逆に言いますと税金を使うほうに20数年携わっております。特に最近で申しますと、さっき申しました介護保険の建ち上げ等も奇しき縁で携わらせていただきました。そういうことも含めて、皆さん方にお話を申しあげたいと思っており

ます。よろしくお願ひ申しあげます。

益村：ありがとうございました。続きまして、もうお一方パネリストとして加わっていただきますのは、仕事と育児・介護の両立支援を実現しているファミリー・フレンドリー企業代表としてのロイヤル株式会社人事部福岡人事課長の栗山様です。栗山様にも先ほどの基調報告を受けてのご感想、そして栗山様がいまどういうお仕事をされているかということを自己紹介をかねてよろしくお願ひします。

栗山：ご紹介いただきました栗山でございます。ちょっと話の順番を逆にさせていただきます。私は、いまロイヤル株式会社の人事部で人事課長をさせていただいております。ロイヤルに入社しましたのは昭和55年で、それまでは永大産業という会社に勤めておりました。永大産業に入って4年目ですかね、昭和52年に、この永大産業が会社更生法という、当時日本では最大級の倒産というのを味わって、それを契機にロイヤルに入りました。入りまして人事関係をやっていたということで採用の仕事をさせていただいております。皆さんのお先輩方も数多くの方を直接させていただきました。これからまだ皆さんがもし私どものほうを受験いただければ、ひょっとしたらお会いすることがあるかもしれません。そのときは一つよろしくお願ひいたします。

そういう関係でいまロイヤルの人事のほうをやっておりますけれども、お話を聞きながら、それから自分の経歴を考えながら思ったことは、先ほどいろいろな地域の共同体とかいうこともございましたけれども、企業自体もこれは社員、それから社員の家族も含めた共同体でございます。この共同体が潰れれば、そこに生活している人たちがすべて胡散をしてしまう。つまり消えてなくなってしまうということになってしまいます。生活していく、働いていて、退職金がなくなったり、給与がなくなったりということになります。どうしても私どもは企業を潰れない企業にしなきゃいけないということを一生懸命考えて仕事をしています。そのなかで特に重要だと考えるのは、「人財」でございます。人が財産ということです。その財産の人をどのようにして集めるかというのが、企業の一つの使命だというふうに考えています。集める、これは非常に不純だと感じるかもしれませんけれども、集める一つの手法として、やっぱり皆さんに入ってきていただくためには、いい企業の中の福利政策、

福祉政策をやっていきたい。そのことによって入ってよかったですなど感じてもらえばいいなと思っております。私どもファミリー・フレンドリー企業という表彰を県から受けましたけれども、特に女性が中心になると思うのですが、育児や介護をしながら働く制度を、他所よりも少しでもいい制度を作ることによって、いい人材を集めることができたんじゃないかなと思っております。

それからボランティアに関して、私どもの企業がやっているちょっとした小さな一例でございますけれども、一つ紹介させていただきます。私どもの仕事の中には、皆さんご存知の通りレストランがありますから、調理という仕事があります。調理という仕事はそう簡単にはできませんので、約1年間かけて高校を卒業した人たちの育成をしております。これは本社のほうで育成をしています。ある段階まで経ってきたときに私どもはその人たちが精一杯出来ることでいいからということで、福祉施設などに行っていただいて、自分たちが出来る料理を一生懸命作ってもらって、そこにいるお子さんとか、おじいちゃん、おばあちゃんだったりするケースもありますけども、そういう料理を提供して喜んでもらっています。逆に実はそこで彼らは喜んでもらうということを知って、非常に感激をして帰って来ております。ボランティアというのはしてあげるだけじゃなくて、逆に感動をもらえるということもあるなということを一つ紹介しておきたいと思います。

益村：どうもありがとうございました。次に、それぞれ30分間という短い時間で基調報告をされました小笠原先生と堀田先生には、そのなかでお話足りなかったことがあれば補足して下さい。また野中先生や栗山先生のお話から何かお感じになったことなどがあればお話して頂きたいと思います。まず小笠原先生、いかがですか。

小笠原：話足りなかったところというか、いま野中先生、栗山先生のお話をお伺いしていて少し付け足してお話をさせていただきたい点がいくつか出てまいりました。一つは措置制度でございます。この措置制度というのは、日本だけの特殊な制度ですね。措置というのは行政処分ですね。その側面がかなり強調されてきました。経済学の観点から、つまり資源配分の仕組みという観点からみますと、これは非常に大雑把に言いますと、効用の平等な分

配の仕組みということだったんだろうと思います。つまりひとのウェルビーイングな状態を平等に分配する方法として行政処分という形をとったということです。その原資として一般財源を用いたということだったんだろうと思います。

私が申しあげましたのは、そういう効用に着目した分配的な平等という考え方はもちろん現在でも経済学で一定の力をもっておりますけれども、むしろ、70年代以降、特に80年代に入って、ロールズの言うような社会的な基本財というものを手にしたときに、それをいかに自分の人生の成功につなげていくかという行為主体的な自由をどうやって実質的に人々に平等に保障していくかという流れに、分配的正義の考え方方が変わってきている。政策的にも変わってきてている。私が申しあげましたのは、実はその先の部分でありまして、効用の分配だけに着目して、方法論はどうでもいいという議論はちょっと荒っぽい。しかし、行為主体的な自由というものが平等に保障されればよいというだけではちょっとまずいのです。

つまり社会に不利な立場で生まれてくる人もいますし、いわゆる「生誕のくじ引き」というやつですね。あるいは、たまたま住んでいる地域だとか社会的な環境によって、他の人には与えられている機会が奪われていたり、あるいは他の人に与えられている機会の半分くらいしか与えられなかったりとかいうことが起こっているのです。そういうことに対して、本当に分配というものを社会福祉の分野で平等にしていく、あるいは主体の側から言いますと、そういう機会へのアクセスにおける平等が確保されるような社会をつくっていくにはどうしたらいいかという問題意識で議論をさせていただいたということなのです。

堀田先生のお話に関連させて述べますと、人間の尊厳を大切にすることは個人の責任の領域を広くしていくということでは決してなくて、個人が負っているやむを得ないリスクとか、個人がコントロールしていけないリスクに対して公共的にこれを是正していく仕組みを必要とします。だから、人間の尊厳を大切にするといったときに尊厳の主体としての個人とそれからそれを取り巻く社会との間に何かケアの原理といいますか、双方向の相互の原理が働いているような社会の仕組みづくりというものを問題意識としてもってい

たものですから、先ほどのようなお話をさせていただいたということでございます。

それから、栗山先生のお話を伺っておりまして、仕事というのはほとんど“遊び”に近いというようなイメージが湧いてきました。法政大学社会学部にいらっしゃる中西洋先生が、仕事を遊びというふうにとらえていくこうという考え方を打ち出しておられます。あるいはハンナ・アーレントのいう“アクト”(action)ですね。仕事というのを単なる労働の給付ととらえるのではなくて、ケアだとか、喜びだとか、相互の評価だとか、そういった観点から仕事というものを考えていこうということですね。仕事の社会的関係性といいますか、そういったものがすごく大事なんだろうなというふうなことを思いました。これは実は堀田先生がおっしゃっているボランティアということを、一つ一つの地域のなかにおける関係性みたいなものとしてとらえていくという考え方ですね。地域が個性をもって成り立っていくために不可欠なクラスターとして、あるいは関係性資本としてボランティアをとらえるという視点にもつながっていくんだろうと思いました。

益村：どうもありがとうございました。続きまして堀田先生、先ほどの基



調講演で言い足りなかったこと、そして、栗山先生、野中先生の感想を受けて、そしてさらに小笠原先生のただいまのお話を受けてお感じになっているところをお話いただければと思います。

堀田：申しあげたいことはたくさんあるんですけれども、一つに絞って、私は尊厳という理想を掲げて仕組みをつくろうということを申しあげました。その尊厳に関してですが、百何十万の呆けた人に尊厳があるのかという問題が、実際の福祉の現場ではもう目の前で起こってくるわけですよね。呆けた人の尊厳とは何かということをちょっと一緒に考えてみたいと思います。例えば、これは実際におられるんですけども、若いころにアメリカの爆撃を体験したお父さんが呆けてしまって、私も体験しているんですけども、頭の中でB29が飛んでくるんですね。大変だ、敵が攻めてきたって、逃げろって大騒ぎする。そのときにあなた方はどう対応されますか。あるいは、これも非常によくある例ですが、例えばあなたのお母さんが呆けてしまった。そしてあなたが世話をしようと思って近寄っていくと、「お金がない。あなた、私のお金を盗んだでしょう。」と。これしおちゅうあるんですね。あなた、私のお金を盗んだでしょうと言って指差されて、泥棒と言われたときにどう対応するのか。相手の尊厳を損なわないように対応するにはどうすればいいのかですね。これも実際の場面でたくさんある問題です。お答えが頭に浮かんだでしょうか。

実際にそれにどう対応しているのか。最初の例は、この娘さんはB29が爆撃で飛んでくるというお父さんと一緒に暮らしているんですけども、最悪の対応は、「何言ってるのよ。もう戦争なんか終わって50年以上経っているのに、そんなもん飛んでくるわけないじゃないの。」です。相手の気持ちを無視している。頭の中で飛んできているですから、だからそのときは、「わあー、大変ね。」と言って、この娘さんは、お父さんと一緒に手をつないで机の下にもぐりこまれる。お父さんは本当に飛んできていると思うから、怯えて、そこは防空壕のつもりで一緒に入った。そのうちに、お父さんの頭の中でB29がずっと通り過ぎて行っちゃうんですね。そうするとお父さんは体の緊張を緩めて、「B29はもう飛んで行った。大丈夫だ。」と言って、安心される。それで娘さんは手を握って、「良かったね。」と言って、一緒に喜ば

れる。これが正しい対応です。

相手の頭の中でそういうことが現に起こっているならば、その相手の心配に合わせて自分も相手の気持ちを重んじて一緒に行動する。それが呆けの人の尊厳を重んじるということです。現にこの娘さんはそうすることによって、毎日命の危機にさらされながら、絶対爆撃には遭わないわけですよ。毎日命が助かって、二人で、ああ生きててよかったなと手を取り合って喜び合える。こんなに毎日命が危険にさらされて、こんなに毎日助かる喜びが味わえる親子なんていないですよね。すごく幸せな親子。相手の尊厳を重んじるっていうことはそういうことなんですね。

次に、「盗んだでしょう。あなた、泥棒したでしょう。」と言われたとき、どう対応しますか。とんでもない。人を泥棒にして、あなたの息子の嫁を泥棒扱いするなんてとんでもないという対応は、最悪の対応ですよね。相手はお金が無くなったと言って心配している。もうお金だけで子どもの顔もわからないわけですから、そのお金がないっていうので、盗んだでしょうと。そこにたまたまあなたがいたから相手は言っているわけです。その相手の心配不安という気持ちにたてば、どう対応すればいいのか。「ああ、ごめんね。さっきちょっと集金に来たんで、お金借りて払っちゃった。返すから。」と言って、1万円渡すんですよ。これが正解です。相手は盗まれたお金が無いって言って心配しているのですから1万円渡す。1万円なければ5千円でもいいですけどね。お金の顔を見たらそれで安心して、ああよかったと言って、それをしまいますから。それが正解です。そんなことしたら、毎日1万円無くなるじゃないかと心配するでしょう。無くなりません。すぐしまったとこを忘れますから、抜いておけばいいんですよ。だから1万円あればずっともちます。金は天下の回りものというのは、こういうことを言う。これが相手の尊厳を重んじる対応なんですね。だから呆けてしまっても何も分からなくなつたんじゃない。その人の心配があり、その人の思いがあるのだから、それがその人の立場にたつてそれに対応してあげれば、相手も幸せ、こっちもその場はうまく治まるんですね。そういうふうに呆けてしまつても尊厳があるということを一つ申しあげておきたいと思います。

それから、いま栗山先生と小笠原先生から働き方についての話が出ました

ので、私の考えを申しあげます。働くというのは、英語で labour と work というのがありますね。この labour と work というのは違うんですよね。どう違うのか。labour は、賃金をもらって相手の命ずる、相手の言われるままに仕事をする。大体の場合、面白くないですね。でも相手はそうすることによって儲かるんでしょう。だから賃金をくれます。work というのは、自分が主体で、自分が考えて、自分がやることの仕事の主人公としてやる。例えば介護の仕事でも教育でも何でもいいんだけれども、人相手のときに、おしめの換え方まではマニュアルに書いてありますよ。だけど今日はあれが食べたいとか、こういうことしたいとか、いろんなことを言います。そのときにどう対応するのか。これ、自分で考えてやるしかないですよね。教育だってそうです。子どもは、指導要領に書いてあるとおりにこれだけ教えなさいと言ってもきかない。そのときどういうふうにして、子どもたちに興味を持たせるか。これ自分で考えて自分がその仕事の主人公としてやるしかないじゃないですか。これが work ですよね。だから人相手の仕事というのは、自分の頭を使って、自分の考え方でやっていかなきゃいけない。それが楽しいんですね。仕事は楽しみ、遊びというのも多分通じる。遊びまでいくかどうかは知りませんが、自分の頭で考えてうまくいくようにやってうまくいったら、やったっていう満足感があるじゃないですか。そういう満足感を味わって仕事をやりながら、おまけに給料をもらえる。これいいことですよね。ですから、同じ仕事を選ぶなら、やっぱりそういう work。自分が主人公という、そういう職場が欲しいし、仕事に就いても、どんな仕事だって自分の頭で考えてやったほうがうまくいきますから、頭を使ってうまくいくように、自分が主人公という気持ちで仕事して欲しい。そういう職場はたくさんあります。そういう職に就けば、つらいこともありますけれども、やったという達成感を持ちながら、人生楽しく暮らせるのかなというふうに思います。

益村：「尊厳」という言葉について、どのようにイメージすればいいのか、分かりやすい具体的な例を挙げてご説明していただきまして、本当にありがとうございました。そして働くというところまで話が結びつきました。働くという場合、ご本人が望むような形で働き続け、しかもそれを楽しみと感じて満足できるような形でやるにはどうしたらしいのでしょうか。

特に私は女性だから感じるのかもしれません、わが国では、働く女性たちは必ずしも自分たちが満足できるような働き方ができていません。特に、仕事と育児の両立が必ずしも十分に行われているとはいえない。先日出された平成15年版『経済財政白書』に次のような記事がございます。大卒女性の場合ですが、22歳で就職して、そして結婚して子どもができたために28歳で出産と同時に退職し、その後子どもが小学校に入って手がかからなくなつたからということで34歳で再就職したとします。その際、フルタイムで再就職すると、仕事を継続した場合と比べれば約8,500万円の所得逸失が発生し、一方パートタイムとして再就職したとすれば、なんと約2億3,800万円の所得逸失が発生するということを、機会費用の概念を使って説明されています。もし、大学を卒業してずっとフルタイムで60歳まで働きつづけるとすると、約2億8,500万円の所得があるなかで、子どもができたことによって仕事を辞めざるを得ない、つまり仕事と育児が両立できないということになると、ご本人にとっての所得逸失も大きいのですが、優秀な女性たちが辞めていくことは企業にとっても大きな損失になりますね。

実は、私は、このシンポジウムのために、九州電力とTOTO機器、そして今回パネリストとしてお迎えしているロイヤルさんにお話を伺いに行きました。共通して言わされたことは、優秀な女性たちがどんどん増えているなかで、子どもができたからということで仕事を辞められるのは本当にもったいないということでした。特に30歳前後で辞められてしまうということは、これから戦略として期待しているところで辞められることになるので、企業にとっても残念な結果になるんだということです。女性たちが出産によって仕事を辞めることなく、ちゃんと育児休業をとって、必ず職場復帰ができるように、仕事と育児・介護の両立支援を行えている企業をファミリー・フレンドリー企業として、厚生労働省が毎年表彰しております。そんななかで、福岡県から表彰されているロイヤルさんについては、いかなる取り組みが行われているかということをまず栗山先生よりご紹介いただけたらと思います。

栗山：はい。実は私ども、今はちょっと考えられないかもしませんけれども、昔は大卒の女子というのはすぐ結婚するから採用しないというのが、一般的な企業の考え方でした。ですから、大卒の女子はむしろこれはもう狭

き門だったというのが、ここにいらっしゃる先生方はよくご存知だと思います。そういうなかで、私どもの仕事というのは、皆さんご存知の通り、接客、男性も女性も、特に男性の方だと女性から接客してもらったほうがいいだろうという部分もございますけれども、私どもとしては女性の力というのが非常に大切な業種でございます。もう一つ言えば、皆さんのご家庭、レストランに行ってお金を払うのは、お父さんでしょうか。お母さんでしょうか。どちらでしょう。

益村：コーディネーターの権限でもってフロアの皆様に質問させていただきます。お父さんが払っているという方は手を挙げてくださいますか。では、お母さんが払っているという方は手を挙げてくださいますか。圧倒的にお母さんが払っているという方が多いですね。

栗山：実はこれはもうかなり以前から言われていることで、私どものお店に来ていただいてお金を払っていただいている、つまりお店を選ぶ権限をもっているのは実はお母さんなんです。そのお母さんたちの気持ちがわかるのは、男性でしょうか、女性でしょうか。女性ですよね。ということで、やっぱり女性の気持ちがわかる企業にならないといけないなというのが、実は本音でございます。そういうなかで、昭和58年から大卒の女子の採用を始めました。そのとき採用について決して論理的にとか考えていません。そのときの私どもの考え方というのは、どんな仕事をするんだ。男と同じだ。じゃあ、男と同じ給料を払いましょう。どこに差をつけたらいいかな。お風呂は一緒に入ったらいかんな。寝るところもちょっと分けないかんなというような、その程度の考え方でした。深く考えたわけではありません。給料も一緒、仕事の内容も一緒ですから、研修も一緒というようなやり方をしました。男性、女性の差別なくというか、研修、昇給、昇格、差別なくやることで、私どもの会社は、大卒、昭和41年に一期生というのを採用しまして、何期生という呼び方をしているんですけども、これは男女かかわりなく何期生というふうに呼んでいます。ですから昭和58年は18期生。ここから大卒の女子の採用が始まって現在に至っております。

そういうなかでやっていきますと、正直なところ、結婚だとかで困ったなと。実は私どもが採用しているなかで女性を奪っていく一番の原因是、私ど

もの男性社員でございます。つまり結婚して自分の奥さんにしちゃう。あとは外に出さないということです。せっかくコックさんの卵でも、1年くらい教育してお店に出すくらいです。皆さんがロイヤルホストでアルバイトをするとすれば、30時間くらい教育をしないと、ホール、表には出さないようにしていますし、新入社員を入れまして、3年、4年では元はとれません。正直なところ、投資をしていっているばかりです。その頃に結婚でうちの社員に女性社員を奪われると、これは元も子もなくなるわけです。元も子もなると困るんで、何とかしたい。もったいないな。特に辞める場合は、子どもができたという理由が非常に多いものですから、そこで私どもとしては何とかしようということで、じゃあ少し休んで復帰できるような環境を整えようということを考えました。ちょうどその頃、介護休業法というのができるよという話がございましたので、私どものほうも一生懸命研究をしました。県のいまの雇用均等室っていうんですかね、昔は婦人少年室って言っておりましたけれども、その主催でいろんな研究会が行われまして、私もそこに参加させていただきました。先ほどお名前が挙がりましたTOTOさんとか、九電さんとか、それから西鉄さん、西部ガスさん、福岡銀行さんとか、銀行さんも何件かきておりましたけれども、そこで研究させてもらいました。そういうなかで私ども、いま比べた企業とは正直企業規模が違いますので、できるだけお金はかけずに何とか働きやすいことをしようということで、例えば介護休業で1年間の休みはいいと、じゃあその次どうしようかと、いろいろと実際に私も共稼ぎをしてましたので、かみさんにいろいろ聞いたり、それから実際に働いているパートさんに話を聞いたら、できるだけ子どもに対してフリーな時間が取れるような制度が欲しいという意見が5割くらい出てきました。

思い切って時間を短くして務められるとはいっても、われわれは限界がありますので、1日3時間位短くしようということにしました。3時間を、例えば来る時間あるいは帰る時間、分けてとっても別に構いません。それから例えば最初のうち3時間とって、お子さんがだんだん保育園に慣れるということになれば1時間にしてもいい。これは経済的にみると、その時間が短くなった分は私ども企業の場合は賃金カットになりますから、その分は賃金は

少なくなるわけです。収入を確保することと両方考えながら、本人たちは考えていきますから、その中で調和をとっていこうとするわけです。最初3時間から2時間になったり、1時間になったり、できるだけフレックスにとつていただくようにしています。月単位で変えてもいいような考え方でやっています。そういうことをしながら、女性社員を育成していくということで、店長だとか、それからいまは係長という言葉はうちにはないんですが、リーダーくらいまでどうにか育ってきました。そういう形で今後も育てていきたいなというふうに思っています。

それからまだ私どもとしては、男性に勇気がないのか知りませんけれども、ここにも資料(後掲〈資料3〉、P.257)がありますけれども、育児休業を取っているのは実は女性だけです。男性がとっているという例はありません。それから介護のほうですけれども、数字を見てもらったら分かるとおり、実は男性のほうが2名なんですね。これは一人がお父様の病気です。一人は奥様の病気です。核家族化していますので、奥様をやっぱり自分がみらなきゃいけないということで、ご主人が休むという例です。ここでつくづく感じたのは、男性が休むということで、要するに、主な収入が無くなるということが起こりました。実は、私の予想で言えば、女性が介護休業を取ると思っていたものですから、あまり収入の保障をしてなかつたんですね。ですから男性が取るということで、共済会というのが私どもにはあるんですけども、そこから収入の半分を保障するような制度を急速つくったりして、こういう形で何とか今まで働いてきた人が、こういう緊急の事態で辞めることがないような形を取ろうということで、それが結果的には企業が人材を大切にするということにつながっていくと思います。それと、やっぱりやっている仕事が楽しくないと続けられません。仕事が楽しいと続けられます。仕事というのは、きつい部分もたくさんありますので、是非、そういう部分だけは、自分が好きな仕事を選んで欲しいなと思います。

益村：どうもありがとうございました。仕事と育児・介護の両立支援についての民間企業の取り組み状況についてお話をいただきました。特に優秀な女性たちが企業に入っても子どもができると辞めてしまうのは企業にとっても資源の損失になるという観点からのお話だったと思います。わが国でも法律

上は、女性だけではなく、男性も育児休業をとってもいいということになつており、今回私がヒアリングした企業でも男性女性のいずれでも育児休業や介護休業をとて職場復帰して頑張ってほしいとしても、現実問題としては育児休業はほとんど女性が取っており、介護休業取得者は少ないということでした。

次は野中先生に福岡県の社会福祉づくりに向けた取り組み状況についてお話をいただきたいと思っていましたが、その前に小笠原先生と堀田先生に確認させていただきたいことがございます。野中先生には両先生のお話を受けてからお話をいただきたいと思います。

おそらく小笠原先生が話足りないのでないかと思われる部分なのですが、小笠原先生の資料（前掲〈資料1〉、P. 211）で、1. 21世紀の少子・高齢化、（1）21世紀の少子・高齢化の行方、（2）「高齢化不況」「リスク社会」と「活動的・社会」、（3）21世紀の「福祉社会」像のところを補足してご説明いただきたいのです。この部分はこのシンポジウムの基本でもありますが、このシンポジウムの参加者はおそらくすでに理解しているだろうと小笠原先生がご判断されて、その辺りはあまり触れられなかつたのではないかと勝手に推測しております。参考図1に総人口の推移（中位、高位、低位の推計）、そして参考図2に中位推移で見た年齢3区分別人口の推移がありますので、少子・高齢化と人口減少社会が経済社会に及ぼす影響について少しお話いただいて、21世紀の福祉社会像についてお話をいただきたいのです。

次に、堀田先生にもリクエストさせてください。堀田先生が座長をお務めになられた高齢者介護研究会の報告書「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」の内容についてですが、なぜ2015年なのかというお話がなかつたようですが、これはたぶん第一次ベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代の方々で、今年54歳から56歳の方々が完全に65歳以上の人口に属するのが2015年以降であるからということだと思います。そこで介護保険実施後の状況もふまえて、高齢者介護をいかにするかということで、高齢者介護研究会が急遽発足されたのではないかと推測しています。高齢者の尊厳を支えるケアの確立ということを重要視されておりますが、そのあたりの特徴などについて少し追加的にお話していただけませんでしょうか。

2006年に世界が経験したことのない超高齢社会、そして人口減少社会に日本が突入しようとしているという状況のなかで、このような人口構成の変化と福祉社会との関係について、まず小笠原先生に、その後堀田先生にお話していただきたいのですが、お願いしてよろしいでしょうか。

小笠原：はい。当初用意させていただいた資料は国立社会保障・人口問題研究所が出したものですが、この二つの参考図の上のほうは、向こう100年間で日本の総人口がどういうふうに動いていくかということを示したものです。その内訳として参考図2で中位推計を取ってみた場合に、生産年齢人口、老人人口、年少人口がどういうふうに動いていくかというものです。非常にざっくりと申しあげますと、これは世界的な傾向でありまして、大体発展途上国も含めてどこの国の人団人口推計をとっても、21世紀はほぼこのトレンドに近くなる。つまりこの100年間で少子化が進んでいくなかで、人口規模は大体3分の2くらいまで落ち込んでいき、そして生産年齢人口は漸減、老人人口は当初50年間、ないしは低位推計を用いますと第3四半期までは上昇し、そして後半50年ないし最後の25年では減っていくんですね。総人口については、2010年から15年をピークにほぼ回復しない状態が続いていくということです。老人人口のなかでは75歳以上の後期高齢者の人口が増えていますから、先ほど堀田先生からもお話をありましたように、寝たきりの発生率ですか、痴呆の発生率が非常に高くなるということになってくるわけです。それで、これの何が問題かといいますと、この生産年齢人口の低下ですか、あるいはいわゆる扶養人口の上昇によって、これに伴うコストを社会的な生産性の上昇で吸収できるだけの高い寄与率をもった技術革新が行われていかない限り、いまのような社会システムをそのままで支えていくのは非常に難しくなるということが1点です。

それから国際経済の構造、グローバル化の方向が今後どのように展開していくかわかりませんが、大方の見方ですと、もっと調整されたグローバライゼーションといいますか、例えばWTOの機能なんかがかなり強化されていく、あるいは地域的な貿易や金融をコントロールする機能が強化されたなかで、各国の金融政策や貿易政策が国際的な基準とバンドをもって動いていくような方向が強まる予測する人たちが多いわけなんです。そうは言ったと

しても、それ以上の変動が国際経済にない場合、おそらくこういう人口構造の変化に伴う様々な社会的なリスクを一国内の仕組みで支えていくのは難しいということをお話をさせていただきましたかったのです。

OECD（経済協力開発機構）は、向こう100年に先進国が陥る一番大きなダメージは高齢化不況と呼ばれるものであろうとしています。少子化・長寿化の両方からこの社会に与えるインパクトで大変な高齢化不況と呼ばれる状況に入っていくだろう。ミクロレベルでは、いまお話が出ましたように、家族というものの方方が非常に大きく変わってくるわけですから、単身世帯化ですとか、生涯孤独の生き方をする方々が増えてくるとか、あるいはライフサイクルがかなり大きく変わってきて、それに伴って家庭のもっていた私的扶養機能はどんどん社会的なものに転換されていきます。

それからパツツナムの言葉ですけれども、先程申し上げた社会関係資本を内包してコミュニティが成り立っているわけですが、そういう関係性資本とか、日本的にいうと社会的紐帯っていうやつがどんどん落ち込んでいくことによって、社会の個化といいますか、アトマイズされた社会になっていくだろう。

さらに市場的な競争が入ってくると、社会的な分断ですか、格差のラベリングがどんどん進んでいくような社会になっていくだろう。そういうもののなかに、女性だとか、障害者だとか、痴呆性高齢者といったような人々が飲み込まれていくようなリスク社会化が進むのでしょうか。

簡単に申しますと、これまで20世紀がつくりあげたシステムというのが、行財政の仕組みがダメになったんで壊れていくのではなくて、政治的な意思決定によるコントロールが不可能な大きな構造変化のなかで崩れていくということを私たちは前提にして議論しなきゃいけないというのが、ここでのお話です。そのなかで、福祉国家から福祉社会へという流れが出てきているわけなんです。参加型の福祉社会あるいは地域福祉システムづくりといったようなことが課題になってきているということでしょう。

2のところで申し上げましたそういったものはリスクなのですけれども、これを21世紀の福祉社会像に結びつけていく結びつけ方が非常に大事であると思います。いま私たちが行っている対応というのは、リスクが健在化した

段階でそれにどう対応するかというやり方をやっているわけなんですけれども、リスクが出ないような社会をどのようにつくっていくかということが非常に大事な戦略的なポイントになってきているということなんですね。先に手を打ってリスクを止めしていくという社会的な仕組みのつくり方が非常に大事になってきているということです。

社会のなかで個人が抱えるリスクというのはどういうものであるかということをある程度私たちは経験的に把握できますので、それに対してきちんとした対策をとっていくと、先ほどの個別企業のレベルではファミフレといったことが出てくると思いますし、それから個々の行政の立場からすると介護保険制度というものがあるわけですが、この先予測される社会福祉上のリスクとどうつなげていくかという工夫が必要になってくるということを、一例としてあげられるわけです。ですから福祉国家の危機というのを行財政ということだけに絞って、その受け皿として、例えば市場システムあるいは参加型福祉社会というものを準備していく議論がありますけれども、実は中範囲の理論であって、もっと一世紀ぐらいを見据えた大戦略を立てて議論をしていかなければいけないような状況にあるのではないかというのが、ここで申し上げたかったお話であります。

益村：それでは、21世紀全体を見据えて、先生の資料の（3）21世紀の福祉社会像についてはもっと長期的な観点からみなければいけないということだと思うのですが、個人本人ではどうしようもないといった社会構造変換につかかったときにどうしたらいいか、あるいはリスクのない社会経済システムをどのように築いていくかということについては、もっと具体的にはどのように考えていったらいいでしょうか。

小笠原：はい。冒頭に人間は一人ひとり異なる価値や考え方をもっているんだという話をいたしましたけれども、まさに憲法の第13条には後段のところで幸福追求権というふうに書いてあるんですね。それでそういう規範が社会のなかできちんと実現していくためには、個人が社会のことを思い、社会が個人のことをとらえるという関係が実は必要なんですね。個人の行動というのは、自分一人ひとりの行動でありながら、必ず社会のなかにある種の共同状態をつくりだしたり、共同状態が他の見知らぬ人たちに対して派生的な

様々な影響をもたらすわけですね。例えばみんなが健康で幸せになりたいといって体力づくりにいそしんで健康予防に気をつけ、長寿化になった結果、のちの世代に大きなつけが残るということが起こるわけですから、個は社会のことを考えるということが非常に大事なわけです。今度は社会の側。社会というのは漠然として集合体としてあるわけじゃなくて、その中に一人ひとりがいるわけですが、これが別の個のことを考えるというのはどういうことかといいますと、要するに何かを他の個人に対して行うときに自分の善意というものがどんなものであるかをよく考えて行う必要があるということですね。つまりみんな一人ひとり自分にとって善かりしことという世界をもっているわけなのですが、自分にとって善かりしことを他人のためにやってあげてもそれは必ずしも他人のために善かりしことになっているかどうかわからないわけですよね。まさに善意の合成の誤謬です。

そういうわけですから、どうやって個が社会とつながり、社会が一人ひとりの善というものを超越したところに普遍的なルールみたいなものをもって、個に対してケアしていくかというようなことが必要になってくると思うのですね。ですから、ボランティアの問題、NPOの問題、あるいは参加型の地域福祉というようなことを考えるときにも、そのところが相当大きなポイントになってくるというふうに私は考えています。ついでにですが、堀田先生の財団がボランティアと言われるのですが、実は堀田先生の下で活動されている方々のところを実際にヒアリングなどで尋ねてみると、もともと専門的な資質を持った方々が、いま申しあげたような専門的なことをやりたいということで、制度的な仕事のなかではできないからボランティアという形で飛び出てやっていらっしゃる。なおかつ非常によくできた研修プログラムの下で研修を積まれて、いま先生がご説明いただいたような痴呆の方々にもきちんと専門的な対応が出来るということになったわけです。それが先ほどお話を申しあげた個が社会のことを考えると同時に社会が個をケアする関係なんじゃないかと思っているわけなんですね。

益村：どうもありがとうございました。では堀田先生、いまの小笠原先生の21世紀の福祉社会像についての話を受けて、また先ほど私がご質問いたしました2015年以降の高齢者介護の問題についてお話を伺いたいのですが、と

ところで2015年という年については、第一次ベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代の方々が完全に65歳以上人口に属するからということで、そして介護保険制度実施後の見直しをふまえて、2015年以降の高齢者介護研究会が発足したと思います。その2015年という年は私の理解でよろしいのでしょうか。

堀田：司会者が問い合わせを起こし答えも全部おっしゃっていますので、ごく簡単になぜ2015年かということについてお話をします。一つは21世紀の福祉といっても、50年後、100年後のことと言ったって誰もピンとこないので、やっぱり15年後ぐらいにこうあろうよとその辺りが理想を描くのにちょうどいいと、一つはそういう事情があります。

それから2015年というのは、いまおっしゃっているように、団塊の世代、つまり戦後まもなく生まれた人たち、いま50代半ばから後半の層がたくさんおられるんですね。この層が、65歳過ぎて70代近くになってこられるという時期で、高齢者の数が一番増える時期です。つまり団塊の世代というのは、戦後まもなくの2～3年、あるいは4年の中に生まれられた人たちです。戦争から男たちが帰って来て一斉に子づくりしましたから、この世代というのにはたくさん産まれていて、ならして250万人くらい産まれているんですよね。いま120万人位しか産まれていないわけですから、倍産まれているわけですよ。昔はたくさん産まれてたくさん死んだんですけども、この層は栄養もだんだん良くなってきてあんまりお亡くなりにならなかつた。結構なことですよ。お亡くなりにならずにこのどっと増えた人たちがそのまま高齢者のほうに入ってこられますから、これは日本の人類史のなかでたった一回生ずる逆転現象、つまり高齢者の数のほうが若い人の数よりも多いという人歴史のなかで1回しか起こらない現象だと思います。

今までではピラミッド型で、上へ行けば行くほど減るのが普通ですよね。これからはあまり死ななくなりますから60歳位までは大体筒型になっていく、それから少しづつかけていくという竹の子のような形の人口構成になるんですが、ピラミッド型が筒型に移るときに、ピラミッド型の多い層、つまり団塊の世代がそのまま生き残ってきますから、若い人の倍近くの高齢者がいる。これは若い人は大変ですよね。その高齢者を支える仕組みをつくるのに一番難しい時期です。一番この難しい時期に、それでもうまくいけるような仕組

みをみんなで目指そうじゃないか、そういう思いがこの2015年というところにこもっている。

それからもう一点だけ簡単に言いますと、この団塊の世代というのはずいぶんと権利主張の強い人たちなんですよね。50代中頃から後ろぐらいの年齢の人で、ちょっとと思い出してください。この人たちにはたくさん産まれてすごい競争をしている。クラスも70人学級で、しかもまだ日本が貧しかったときに生き延びようと思ったら人の足を引っ張り、自分の権利を強く主張していくかないと生き延びられなかつた非常に権利主張の強い人たちです。それはいいことですよ。しかし、いまのおとなしい高齢者と違って、私どもとは違つて、この権利主張の強い人たちが高齢者になって、俺のためにこうやれああやれと、ずいぶんと要求が厳しくなるだろう。それでもこの人たちが満足するような仕組みをやっぱりつくらなきゃいけないだろう。これは戦後の日本を一生懸命支えて頑張ってきた人たちですから、そういうことで一番高齢化の厳しいときでも、なお今よりもずっとよくなる仕組みをつくろうという思いがこの2015年のなかにこもっているんですね。益村先生は関係ないと思いますけれども、そういう戦後一生懸命頑張ってこられた方に幸せになって欲しいという思いがこもっているということをご了解ください。

益村：どうもありがとうございました。これまで21世紀といつても、とくにここ15年、20年位のところまでを見据えて、少子高齢社会、そして人口減少の社会のなかで、特に高齢者や女性たちへの対応策などについてお話をいただきました。

最後に大変お待たせして申し訳ございませんでしたが、小笠原先生の21世紀の福祉社会像についてのお話や堀田先生の2015年以降の高齢者像についてのお話を受けて、野中先生には福岡県の福祉社会づくりに向けた取り組み状況についてお話をいただきたいと思います。わが国では、少子化対策としては「新エンゼルプラン」、高齢者対策としては「ゴールドプラン21」が進められていますけれども、まず福岡県の少子・高齢化の現状とその対策、そして福祉社会づくりに向けた取り組みについて、野中先生よりお話ををお願いいたします。

野中：いま堀田先生から2015年の説明がありましたが、実を言いますと私

が2015年に該当している一人でございます。足を引っ張った覚えはないのですけれども、確かに受験を含めて非常に厳しい競争をしてきたのかなという気はしております。

配布されている資料（後掲〈資料2〉、P. 253～）でざっと書いていることはあとで読んでいただくことにして、一応大きく二つに分けて高齢化と少子化ということで、簡単にポイントだけご説明を申しあげたいと思います。高齢化について申しあげますと、一つはいわゆる要介護高齢者、これは介護保険という新しい仕組みといいますか制度が平成12年度から施行されました。この3年間を、私どもは量的な整備がある程度進んだ時期だというふうに認識をしております。問題は中身だというふうに思っております。特にサービスについては、当然ご自分が選択をするということで、非常にいろんな形での苦情が出てきております。ですから、このサービスの内容をいかに今後質的に向上させていくかというのが大きな課題ではないかというふうに思っております。

その他に、リハビリの問題とかいろいろございます。それはちょっと置いておきまして、そういう自立支援に向けた質のサービス、これが一番必要なところだろうと思っています。

ちなみに要介護の方は、〈資料2〉（後掲P. 253）に書いておりますが、17%位でございます。あの83%の方は、もちろん灰色の方はいらっしゃいますけれども、元気な高齢者の方でございます。こういう方たちに対する政策というのも当然これは非常に大きなウェイトを占めております。例えば生きがい対策として、一つは雇用の問題ですね。現在、年金は原則として65歳からしかもらえないということになっております。私が経過措置で64歳から満額もらえるわけでございますけれども、当然それまではそれなりの働く場をきちんと保証するという問題がございます。それから65歳以上になっても、日本人の場合、社会に貢献をしたいというんですか、辞めてあとは、いわゆるハッピーリタイアメントという言葉がありますけれども、楽しく自分の趣味に生きるという方は非常に少のうございます。ですから、そういう方たちに、やはり生きがいの場としての就労といいますか、そういう場も非常に重要なと思っております。

それからもう一つは健康対策ですね。要は、高齢者の中約1割強の方が介護を要するということになっておりますので、いかにこういう方を少なくしていくかという取り組みも必要でございます。簡単に申しあげますと、いま申しあげましたようなことが基本的な考え方として、市町村と連携しながら健康づくりに取り組んでいるということでございます。

特に、高齢者の方々に積極的にスポーツや文化活動などに参加をいただく、「ねんりんスポーツ・文化祭」を平成13年度から開催し、生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりに取り組んでおりますが、年々これはなかなか盛況なんですね。17年度には、全国版のねんりんスポーツ・文化祭、全国健康福祉祭（ねんりんピック）を本県で開催します。

もう一つは、少子化の問題でございます。現状については、〈資料2〉(後掲P.253)に簡単にまとめております。先ほどもコーディネーターから、『経済財政白書』にどの程度の所得の逸失があるかというお話をございました。それをどう私ども行政が捕らえて、今後女性の力を、日本といいますか、福岡県の今後の発展に結び付けていくかというのが、非常に重要なポイントでございます。やはり一つは女性が働きやすい環境づくり。今日お見えになっているロイヤルさんのような取り組みをやっていただいている企業は、最近増えてきております。

また、今年度から、男女ともに家庭と職場を両立させやすい環境づくりに積極的に取り組む企業の普及定着をねらった「子育て応援宣言登録制度」を始めました。特段県で金を出すわけではないんですが、企業のイメージアップにつながるという効果もありますので、手を挙げていただく企業や事業所がどんどん増えていくことを期待しております。

それから育児休業の問題です。育児休業で申しあげますと、いま民間の企業で言いますと1年間でございます。ちなみに公務員の場合は3年間でございます。ですからその点だけ捉えますと、公務員の方が非常に有利だということでございます。ただ金銭的な保障は1年間しかございません。ただ別の形で公務員の場合2年間手当をするようになっておりますので、そういう意味でいうと女性の方には働きやすい環境にはなっているのかなという気はいたしております。それからいわゆる子育ての支援というのがございます。

これがありまると当然女性の方が安心して職場で働けないということになりますので、保育所の整備を始めとして、私どもは特別保育といっておりますが、例えば保育時間を延長してやるとか、いろんなメニューがございます。これも利用者の方のニーズを受けながら、新しいメニューづくりをやってきております。

先ほど小笠原先生が言われましたように、少子高齢化は社会にいろんな意味での重大な影響を与えます。〈資料2〉の最後のほうに書いておりますが、今年から、行政と民間が一体となって少子化に取り組もうということで、次世代育成対策推進法という法律ができております。これは企業の方でも少子化対策に向けた行動計画をつくっていただくようになっておりますが、県でも取り組みを計画的にやっていこうということで行動計画の策定を進めております。

何よりも問題なのは、最後にでております社会保障給付費でございます。これは何かといいますと、年金とか医療とかそのために支出される給付の総額を申しあげているわけですが、これはやむを得ない話だと思いますが、高齢対策がやはり7割を占めております。ですからもう少し少子化対策のほうにシフトをしていくようなことも念頭におく必要が今後あるんじゃなかろうかということで、北部3県、本県と長崎、佐賀の3県の知事でサミットをやっておりますが、その中でもその辺りをもう少し仕組みを変えていく取り組みが今後必要ではなかろうかということを国の方には申しあげております。

一方、国の方では、皆さんご承知の通り、三位一体の改革という、今まで補助金でございますとか、交付税という形で国が概ね金を流して、それに基づいて都道府県なり市町村がいわゆる行政をやるという仕組みになっておりましたけれども、それを見直しをするということで、政府が方針を掲げております。そういう状況も見ながら、私ども今後またいろんな行政に取り組んでいきたいというふうに考えております。

〈資料2〉の最後に書いておりますが、行政とNPOとかボランティアの団体との協働事業を本年度から始めております。ちなみに、どういうことをやっているかといいますと、例えば町づくりの関係でございますとか、障害者の就業支援の関係、それからシニアボランティアをもっと参加しやすくしよう

とか、あるいはドメスティックバイオレンスを防止するための取り組みをやっている団体と一緒に取り組みをやっていこうということでやっています。簡単に申しあげますと以上でございます。

益村：どうもありがとうございました。行政もこれからは民間企業やボランティア団体と協力しながら、より豊かな福祉社会づくりに向けて動き出したということでございます。パネリスト同士お互いに何か質問はございませんか。なければフロアからの質問を受けたいと思います。その場合、どちらに質問をされるかということを最初にあげてから質問をお願いします。質問のある方は挙手をお願いします。

質問：今日は貴重なご報告をありがとうございました。栗山さんに少しお伺いしたいのですけれども、ファミリー・フレンドリー企業として表彰される前と後の会社内の社員の意識の違いなど何かあったら教えていただきたいのです。僕も来年から社会人になるので、少し頭に入れておきたいなと思って質問させていただきます。お願ひします。

栗山：うちの企業でいえば、先ほどから言ったようにほとんど変わりはございません。制度自体もファミリー・フレンドリー企業として表彰される前に全部できておりましたので変わっていません。ただ、企業ですから法律が変わるべきには変わりますけれども、それと同時に、先ほど言いましたように、例えば介護休業で男性が休んで収入がないといったようなことを、私どもが実際にそれを見て、社員をお互いに助け合う、共済組合で援助しようということを短時間に決められるということは、企業のいい面だと思うんですよね。ファミリー・フレンドリー企業として表彰されたからということではなくて、一つは企業の中でお互いに助け合っていくのですが、実は、私どもファミリー・フレンドリー企業の表彰を受けましたあと1年くらい経って麻生知事が私どもの企業を訪れていただいて、いろいろお話を聞いていただいたんですけども、その際にパートさんが麻生知事に話していた内容に、例えば子どもが熱を出して休むというときに、「いいよ。子どもの面倒みなさいよ。その分、私が働いとくけん。」と言ってもらえることが、この企業に勤めてよかったと言ってもらえたときに、私はこの表彰を受けた価値があったなというふうに感じました。それだけちょっと伝えておきます。

質問：野中さんにお伺いしたいのですが、県としていろんなプランといいますか、福祉を進めてこられたのですが、県全体で進めるとなると市町村と連絡を取りながらやらないといけないと思いますが、各町村とかの連携といいましょうか、それを進める上でどういう点が困っているとか、あるいはこういう点がうまくいっているとかありましたら、事例でもいいですから、お聞かせ願いたいんですが。

野中：計画行政といいますか、いろんな政策を進めるにあたって計画を今つくっております。介護保険事業計画というのがございまして、これはいわゆる市町村が、要介護者がどの程度おられるか、それにあわせてどの程度のサービスが必要かというようなことですね。いろんなそれ以外の高齢者施策もあわせてということになりますが、そういう計画をつくるようになっています。これは対市町村との関係で申しますと、一番難しいのは、現在進んでいる合併と関連してくるお話だと思いますが、いまの市町村はやはりエリアがちょっと小さいのかもわからないですね。市町村でいま申しあげました計画をつくりますが、例えば施設をどれくらいつくるかという議論になりますと、市町村単位ということではやっておりません。本県で申しますと13の圏域にくくって議論をさせていただいているわけですが、そうしますと市町村との思惑が随分違ります。例えばAという市町村では是非特別養護老人ホームをつくりたいということで、その計画を実際にその当該市町村で盛り込んだとしても、その圏域全体でいいますと現にある特養がございます。それを見ますと十分に間に合っているという議論にもなるわけでございます。だから結果として食い違いというのが出てくるケースがございます。いずれにしても実際にいろんな施策をやっていますのは大概市町村でございますので、連携を十分取りながらやっておるというのが現状でございます。

質問：私は、いま福祉の町づくりとか、ボランティアを推進するというような団体に所属している者なんですけれども、今日は基調講演も大変興味深く聞かせていただいたんですが、堀田先生にお聞きしたいんですけども、先ほどボランティアの力とかそういう私的な力を引き出すというようなことを言われたんですけども、なかなかそういう力引き出すというのはすごく難しくて、いま悩んでいるところがあるんです。workとlabourの話を

されましたけれども、そういうところに頭を使ってやっていかなくてはいけないということだったんですけども、なかなかそこがうまくいかないところがあるので、少しヒントを団体のほうに持ち帰ることができたらいいなと思って質問させていただいている。

堀田：ありがとうございます。とてもいい質問です。大きな流れとしては、これはボランティア活動というのはもっともっと広がる流れですけれども、具体的に自分の団体でどう広げたらいいのか、これはやっぱり切実な問題だと思います。それで、例えば、ボランティアが日本よりも数倍というか、ほとんどがやっているアメリカのボランティア団体がどんなふうにして仲間を増やしているのか。ボランティア活動をする人それぞれが、自分がそのボランティア活動をする力と同じくらい仲間を誘うのに使ってるんですね。ですから、自分が週に合わせて6時間ボランティア活動するというような人なら、そのボランティア活動をやっているのと同じ6時間位いろんな人に会います。会ったときには、私はこんなボランティアをやっててこんなに楽しいのよとか、相手はこんなに喜んでくれたのよとか、そういう話を一生懸命する。それで話した例えば5人のうち1人くらいは自分もそういうことをしたかった、あるいは私の仲間にそういう人がいるから、また誘っててくれる。それぞれの人が自分の楽しいことを語りながら、そういうふうにして口コミでみんなで広げる努力をする。日本人は自分でしているんですけども、人に私こんないいことをしているのよというのが恥ずかしい。何でいい格好してっていう空気がまだありますし、そうでなくともただ黙々とやって、自分は楽しいんだけどって感じの方がまだまだ多い。そうじゃなくて、やってることが楽しいなら、もっとその楽しいことに、あるいはやりがいを感じるならやりがいを感じて幸せになる人をたくさん増やすこと自体も大変大切なボランティアです。だからみんなで自分達がやっている活動と同じくらいいろんな人に話して、誘いましょうよ。そこから着手されるのが一番確実で手っ取り早い方法だと思いますね。

益村：どうもありがとうございました。まだまだ議論は尽くせないとは思いますが、残念ながら時間になってしましました。このシンポジウムから次のようなことが明らかになったと思います。21世紀のわが国の少子・高齢社

会、人口減少社会においては、生産年齢人口の減少などから高齢化不況となる可能性が高いことを考慮すれば、行財政に頼って政府および私たちの財政負担増というリスクをできるかぎり少なくすることが必要です。そしてそのなかで、私たちが安心して暮らせる豊かな福祉社会を築いていくためには、お互いの尊厳を大切にしながら、行政・企業・N P Oなどとうまく連携をとり、私たちができるところから行動することの重要性が確認されたのではないでしょうか。

たとえば、ボランティアを進めていく上で、まず一人の点から始まって、それをみんなで進めていくうちに線、そして面となっていく。お互いがお互いを認め合っていかに楽しいかということを経験し、感動して、それを伝えていくうちにその輪は広がる。そんななかで、行政もボランティアや企業とも手を組みながらやっていくよというスタンスもすでに出しています。そして、特に障害者や女性たち、高齢者たちに対してもっと豊かに満足のできるような働き方ができる環境づくりを民間企業の方々もこれからますます進められることが期待されております。

このシンポジウムを聞いて、それでわかったと終わってしまうと、個としての点で終わってしまいます。だからこの後いかに自分達がそれを線、そしてさらには面となるような展開をするかについては個々人のこれからのことにつながりますので、それは皆さんに投げかけたいと思います。

本日は、経済学科創設40周年・経済学部開設10周年記念シンポジウムを「福岡発21世紀の福祉社会づくり」というテーマで行いました。長時間にわたりまして最後までご熱心にパネルディスカッションを繰り広げていただきましたパネリストの皆様に、私たちの感謝の意を拍手でもって表したいと思います。ありがとうございました。そして、最後まで熱心にこの議論に参加していただきましたフロアの皆様には、私のほうから感謝の気持ちを表したいと思います。どうもありがとうございました。

〔後記〕

本記念シンポジウムには、本学学生・教職員の他に、福岡県、福岡市、社会福祉協議会、民間企業、高校代表者、NPO団体、そして一般市民の方々にも多数ご参加いただきましたことにより、参加者は約400名となりました。本学で、行政、民間企業（平日にもかかわらず数多くの民間企業の方々にもご参加いただきました）、NPO、一般市民の方々などを交えて、私たちの住む福岡を豊かな福祉社会にするべく熱心にご議論いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

（文責：経済学部記念シンポジウムコーディネーター・経済学部教授 益村 真知子）

〈資料2〉

『福岡県における少子・高齢化対策の取組』

福岡県保健福祉部次長 野中 学

◎ 少子・高齢化

高齢化率（平成15年4月） 全国 18.5% 本県 18.5%

合計特殊出生率（平成14年） 全国 1.32 本県 1.29

◎ 高齢化と少子化はメダルの裏表。年金等の次世代負担の増大や労働人口の減少による経済成長率の停滞など社会経済的に様々な影響が懸念される。

◎ まず、高齢化へ向けた取組・対策については、大きく分けると要介護高齢者対策と元気高齢者対策。なお、少子・高齢化対策の推進に当たっては、大半のものが市町村や民間団体等との連携のもとに実施。

○ 要介護高齢者対策については、基本的に平成12年度に施行された介護保険制度に基づいた施策の推進

要支援・要介護認定者 16万人余（対高齢者人口比率 約17%）

要支援、要介護1の方が5割を占める。→介護予防（筋トレ等）

○ 制度施行から3年を経過し、介護の社会化という意識も一定定着。第一期事業運営期間は、量としての整備が図られた3年間。今後は、サービスの質の向上を始めとしていかに中身を充実していくかが大きな問題。

●第1期事業運営期間（平成12年度～14年度）の実績

ア 被保険者数

全国 2,404万人 (+1.1%) 本県 93万人 (+7%)

※ 増加割合は平成12年度数値との比較

イ 要介護認定者数

全国 357万人 (+64%) 本県 16万人 (+61%)

ウ サービス利用者数

施設サービス 全国 72万人 本県 3万4千人

在宅サービス 全国 201万人 本県 8万7千人

エ 介護給付費の動向

オ 第1号保険料（月額）の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 12年度 3兆2千億円 14年度 5兆1千億円 ・ 本県 12年度 1,627億円 14年度 2,221億円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 第一期 2,911円 第二期 3,293円 ・ 本県 第一期 3,050円 第二期 3,725円

- この介護保険を始めとする社会保障制度の充実に加えて、8割強を占める元気高齢者対策が必要。このため、本県では、「はつらつ高齢社会」というスローガンを掲げて、生きがい対策、就労の推進、健康づくりに取り組んでいる。

このことが結果として、老人医療費や介護給付費の縮減効果をもたらす。
- 併せて、概して身体機能の低下を来している高齢者にもやさしい街づくりが必要。
- 生きがい対策としては、
 - 高齢者の方々がこれまで培ってきた経験・知識を活用し、文化伝承活動や三世代交流活動等を通じた生きがい活動の促進。
 - 高齢者大学を県内18地域で開催し、生涯学習のニーズに対応するとともに、受講修了者的人材派遣の実施。
 - ねんりんスポーツ・文化祭を開催し、各種スポーツ・文化イベント、ファッションショー等を通じて「生きがいづくり」、「仲間づくり」、「健康づくり」を図る。

今年は3年目を迎え、また、平成17年に全国健康福祉祭の開催を本県で開催することから、18年度予定参加者20万人規模（昨年16万人）に向けて一層の充実を図る。
- 就労の推進としては、我が国では欧米と比較して生涯現役で社会の役に立ちたいという意識が根強いという背景にあることから、
 - 高齢者の方々に短期的な就業機会を提供するためのシルバー人材センター
 - 民間企業における高齢者の方々の雇用促進を図るための普及啓発、就業を希望する高齢者に対する再就職セミナー等の開催
 - 本年度新たに、働きたい高齢者が働ける社会づくりを目指して、概ね70歳までの就労を想定し研究会を設置。
- 健康づくりとしては、要介護状態にならないで長生きをするいわゆる「健康寿命」を延ばすため、昨年2月に本県の健康づくりの基本指針である「いきいき健康ふくおか21」（福岡県健康づくり10カ条）を策定し、各種取組を進めている。

また、健康増進法が昨年8月に成立し、健康増進へ総合的な取組の機運がますます高

まっている。

- 市町村が行う老人保健法に基づく健康診査（40歳以上），健康教育，訪問指導等
 - 生活習慣病予防や寝たきり予防のための食生活改善指導，転倒骨折教室の開催。高齢者向けトレーニングマシンを活用した筋力トレ。
 - 「いきいき健康ふくおか21」フェスタを開催し，健康づくりを実践する団体等の顕彰や各種検診コーナーを設置し，健康づくりへの意識啓発に取り組む。
- ◎ 少子化対策としては，男性を含めた働き方の見直しなど女性が働きやすい環境づくり，意識変革を始めとして，子育て家庭への支援，子育てと仕事の両立支援が必要。

晚婚化・未婚化の進行

- 平均初婚年齢（女性） 24.7歳（1975）→27.2歳（2000）
- 25～29歳の女性の未婚率 20.9%（1975）→54%（2000）

夫婦の出生行動に変化 子供より自分や夫婦の生活を大切にが3割

(読売新聞社少子化に関する世論調査2000年1月)

子育て支援策等に関する調査研究（2003年1月～2月）

- 中高生の結婚観 できればを含めてしたくないが11%
- 中高生の子供の数 あまりも含めてほしくないが9.6%

- 女性が働きやすい環境づくりや男性を含めた働き方の見直し等としては，労働時間短縮促進や育児・介護休業法の普及に関し，企業セミナーや研修会を開催する。
- 特に，本年度から新たに，企業・事業所に子育て応援宣言の登録制度を設け，男女労働者がともに家庭生活と職業生活を両立できる環境づくりを促進する。
 - 出産育児等で退職した女性の再就職支援のため，相談・情報提供，即戦力セミナー等を実施。

- 子育て家庭への支援としては，主なものとして，児童手当などの経済的な支援，子育てグループ活動への支援（アドバイザーの委嘱，シンポの開催），妊娠・出産・育児に至る母子に対する保健事業を実施。

来年1月からは，乳幼児医療費の自己負担助成制度について，入院の場合の対象年齢を現行の3歳未満から就学前までに拡充を図る。

- 子育てと仕事の両立支援については，保育所の整備を始めとして特別保育や放課後児童クラブを実施。
- 地域において育児援助を行う者と受けたい者が会員となり，相互に助け合いを行う

ファミリー・サポートセンター事業に取り組む。

- 以上が少子化対策の現状であるが、本年7月、次世代育成支援対策推進法が成立し、地方公共団体と民間事業者がそれぞれ行動計画を策定し、行政と民間が一体となって少子化対策に取り組むこととなった。
本県においては、現在、県民意識調査を実施しており、この結果も踏まえながら、県の行動計画の策定を行う。
- 平成12年度社会保障給付費に占める児童・家族関係給付費（児童手当、児童扶養手当費等、児童福祉サービス、育児休業給付、出産関係費）の割合が3.5%に過ぎないこと（一方高齢者関係給付費は68.1%を占める。）や、少子化対策の仕組みが社会福祉と社会保険が併在している状況などを踏まえると、今後の少子化対策の推進に当たっては、次世代を担う全ての子どもを社会全体で支えていく新たな視点に立った取組の検討も必要と考えられる。
- 最後に、以上の取組の中でも出てきたが、今後の少子・高齢化対策を進めていくに当たっては、行政だけではなくNPOなどの民間団体との連携と協働が欠かせない。
このため、本県では、本年3月に「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針」を策定し、本年度から具体的に、NPOなどの民間団体から公募提案を受け、事業実施を行う。

<資料3>

ロイヤル株式会社 育児・介護休業取得状況

2003年10月末実績

区分	人員数	性別	性别人員数	平均年齢	社保加入数	性别人員数
社員 (フルタイマー)	2,007	男性	1,779	30.6	2,007	1,779
		女性	228			228
クルー (パートタイマー)	13,817	男性	4,112	35.2	2,194	729
		女性	9,705			1,465
合計	15,824	男性	5,891		4,201	2,508
		女性	9,933			1,693

区分	性別	育児休業取得者	現休職者	内復職者	退職者
社員 (フルタイマー)	男性	27	1	25	2
	女性				
クルー (パートタイマー)	男性	10	6	3	1
	女性				
合計	男性	37	7	28	3
	女性				

【参考】育児休業3回取得者 2名、2回取得者 9名

区分	性別	介護休業取得者	現休職者	内復職者	退職者
社員 (フルタイマー)	男性	2	1	2	0
	女性				
クルー (パートタイマー)	男性				
	女性				
合計	男性	2	1	2	0
	女性				